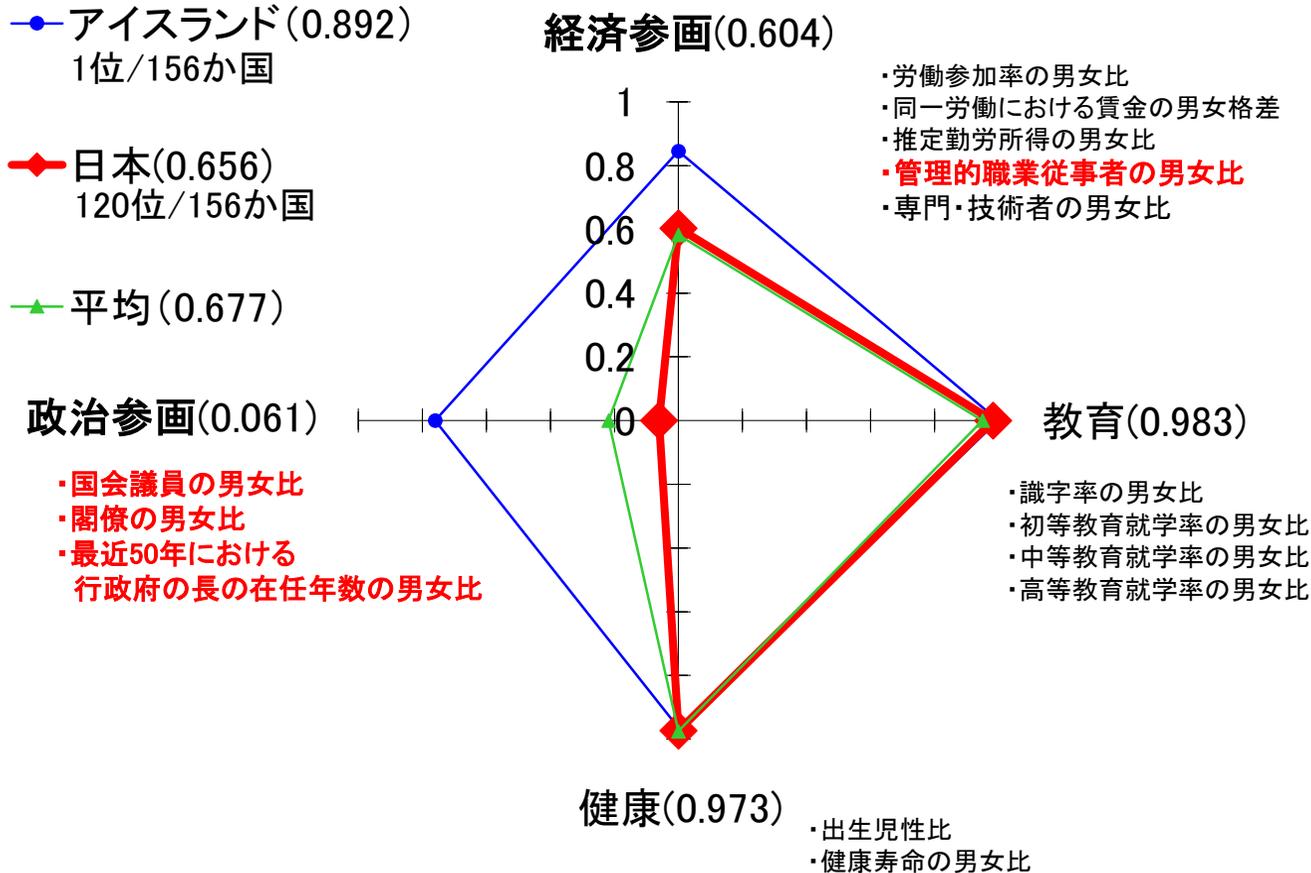


男女共同参画の最近の動き

令和4年3月10日
内閣府男女共同参画局

ジェンダー・ギャップ指数 (GGI) 2021年

- ・スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」(ダボス会議)が公表。男性に対する女性の割合(女性の数値/男性の数値)を示しており、**0が完全不平等、1が完全平等**。
- ・**日本は156か国中120位。「教育」と「健康」の値は世界トップクラスだが、「政治」と「経済」の値が低い。**



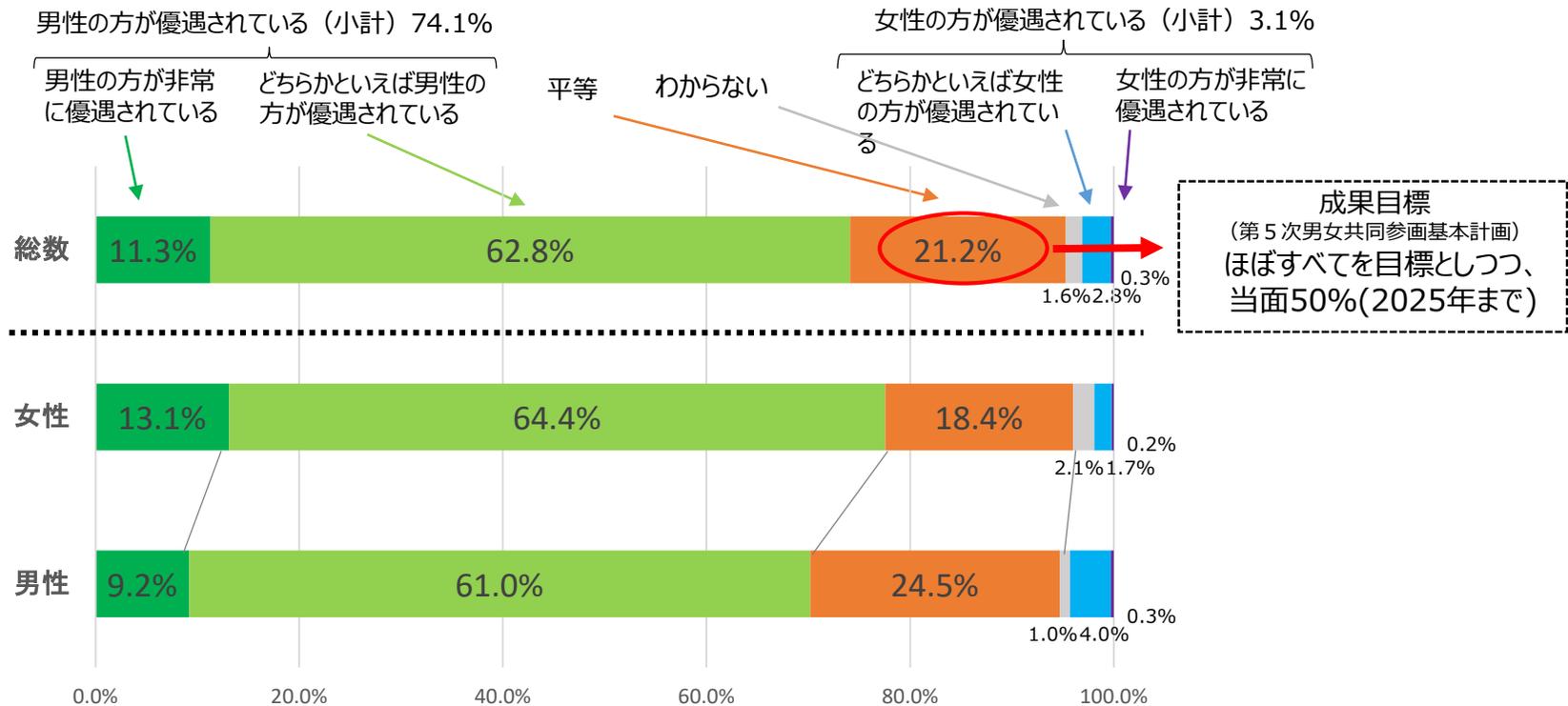
順位	国名	値
1	アイスランド	0.892
2	フィンランド	0.861
3	ノルウェー	0.849
4	ニュージーランド	0.840
5	スウェーデン	0.823
11	ドイツ	0.796
16	フランス	0.784
23	英国	0.775
24	カナダ	0.772
30	アメリカ	0.763
63	イタリア	0.721
79	タイ	0.710
81	ロシア	0.708
87	ベトナム	0.701
101	インドネシア	0.688
102	韓国	0.687
107	中国	0.682
119	アンゴラ	0.657
120	日本	0.656
121	シエラレオネ	0.655

- (備考) 1. 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」より作成
 2. スコアが低い項目は赤字で記載
 3. 分野別の順位: **経済(117位)**、教育(92位)、健康(65位)、**政治(147位)**

男女の地位の平等感

- ・男女の地位は平等になっていると思うか聞いたところ、社会全体でみた場合には、「平等」と答えた者の割合が**21.2%**、「**男性の方が優遇されている**」とする者の割合が**74.1%**（「男性の方が非常に優遇されている」11.3%+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」62.8%）となっている。
- ・各分野については、「平等」と答えた者の割合が、「学校教育の場」で61.2%、「自治会やPTAなどの地域活動の場」で46.5%、「家庭生活」で45.5%、「法律や制度の上」で39.7%、「職場」で30.7%、「社会通念・慣習・しきたりなど」で22.6%、「政治の場」で14.4%。

社会全体における男女の地位の平等感



女性議員の比率（衆議院議員選挙後）

1. 国会

	女性議員 割合	議員数	女性議員数
衆議院	9.7%	465	45
参議院	23.1%	242	56
合 計	14.3%	707	101

2. 地方議会

	女性議員 割合	議員数	女性議員数
都道府県議会	11.6%	2,621	305
市区町村議会	14.8%	29,606	4,381
合 計	14.5%	32,227	4,686

（注1）衆議院は2021年12月22日、参議院は2022年3月1日現在（衆議院及び参議院HPより）。

（注2）都道府県議会は2021年8月1日現在（内閣府調べ）。

（注3）市区町村議会は2020年12月31日現在（令和4年1月28日修正）（総務省調べ）。

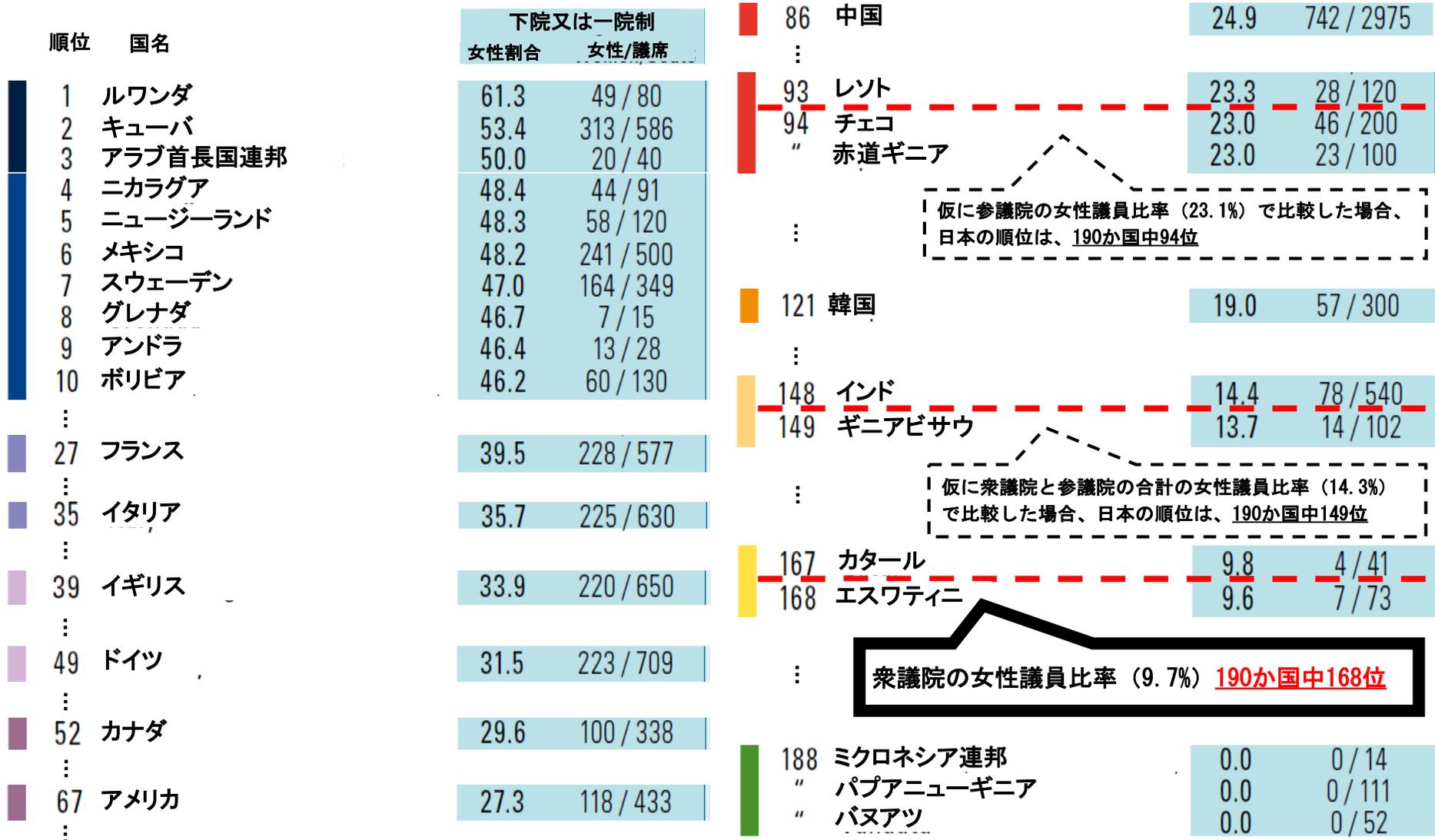
（注4）有権者に占める女性の割合：51.7%（「衆議院議員総選挙結果調」令和3年10月31日執行衆議院議員総選挙速報結果より）。

女性議員比率の国際比較 (衆議院議員選挙後)

日本の順位(衆議院女性議員比率)は、**190か国中168位**

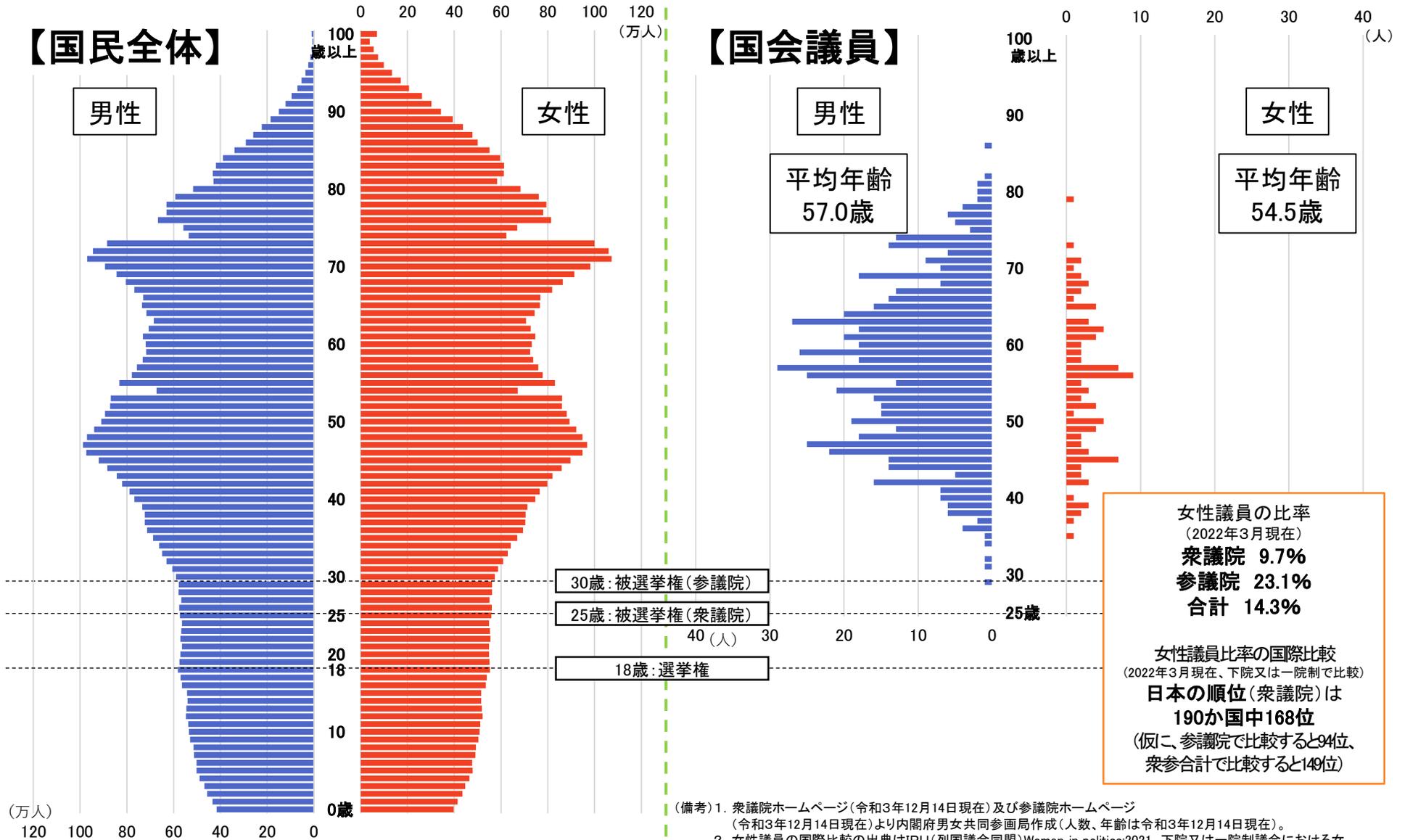
※日本は、2022年3月現在(衆議院女性議員比率は12月22日、参議院女性議員比率は3月1日現在)。その他の国は、2021年1月1日時点。

※日本の出典は、衆議院及び参議院HP。その他の国の出典は、IPU(列国議会同盟)Women in politics:2021。下院又は一院制議会における女性議員比率。



国民全体と国会議員の性別・年齢構造

○女性は、我が国の有権者の約52%を占める。国民全体の性別・年齢構造に比べて、国会議員は女性・若い世代が少なくなっている。



女性議員の比率
(2022年3月現在)
衆議院 9.7%
参議院 23.1%
合計 14.3%

女性議員比率の国際比較
(2022年3月現在、下院又は一院制で比較)
日本の順位 (衆議院) は
190か国中168位
(仮に、参議院で比較すると94位、
衆参合計で比較すると149位)

(備考) 総務省「令和2年国勢調査」より内閣府男女共同参画局作成。
 (備考) 1. 衆議院ホームページ(令和3年12月14日現在)及び参議院ホームページ(令和3年12月14日現在)より内閣府男女共同参画局作成(人数、年齢は令和3年12月14日現在)。
 2. 女性議員の国際比較の出典はIPU(列国議会同盟)Women in politics:2021。下院又は一院制議会における女性議員比率。日本は、2022年3月現在(衆議院女性議員比率は2021年12月22日、参議院女性議員比率は2022年3月1日現在)。その他の国は、2021年1月1日時点。

国会議員、直近の国政／統一地方選挙の候補者・当選者に占める女性割合

政党名	国会議員数 (R3.11現在)			R3 衆議院議員総選挙 (R3.10.31執行)						R1 参議院議員通常選挙 (R1.7.21執行)						H31 統一地方選挙 (H31.4.7 都道府県、指定都市執行 H31.4.21 市区町村執行)					
				候補者			当選者			候補者			当選者			候補者			当選者		
	総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)
自由民主党	372	38	10.2%	336	33	9.8%	259	20	7.7%	82	12	14.6%	57	10	17.5%	2,744	179	6.5%	2,463	152	6.2%
立憲民主党	140	26	18.6%	240	44	18.3%	96	13	13.5%	42	19	45.2%	17	6	35.3%	617	169	27.4%	507	145	28.6%
公明党	60	9	15.0%	53	4	7.5%	32	4	12.5%	24	2	8.3%	14	2	14.3%	1,567	482	30.8%	1,559	481	30.9%
日本維新の会	56	7	12.5%	96	14	14.6%	41	4	9.8%	22	7	31.8%	10	1	10.0%	146	25	17.1%	91	17	18.7%
国民民主党	23	5	21.7%	27	8	29.6%	11	1	9.1%	28	10	35.7%	6	1	16.7%	331	46	13.9%	229	37	16.2%
日本共産党	23	7	30.4%	130	46	35.4%	10	2	20.0%	40	22	55.0%	7	3	42.9%	1,580	619	39.2%	1,212	509	42.0%
れいわ新選組	5	2	40.0%	21	5	23.8%	3	1	33.3%	10	2	20.0%	2	1	50.0%						
社会民主党	2	1	50.0%	15	9	60.0%	1	0	0.0%	7	5	71.4%	1	0	0.0%	114	20	17.5%	94	17	18.1%
NHK受信料を支払わない国民を守る党	1	0	0.0%	30	10	33.3%	0	0	0.0%	41	5	12.2%	1	0	0.0%						
その他 (無所属、諸派等)	- (注1)	- (注1)	-	103	13	12.6%	12	0	0.0%	74	20	27.0%	9	4	44.4%	11,275	1,402	12.4%	8,865	1,095	12.4%
全体	衆 465 参 242	衆 45 参 56	衆9.7% 参23.1%	1,051	186	17.7%	465	45	9.7%	370	104	28.1%	124	28	22.6%	18,374	2,942	16.0%	15,020	2,453	16.3%

(注1) 国会議員数のうち、政党別の議員数は内閣府が各政党に対して調査した結果であり、その他(無所属、諸派等)については調査を実施していない。

全体議員数は、衆議院ホームページ(令和3年12月22日現在)、参議院ホームページ(令和4年3月1日現在)より内閣府において作成。

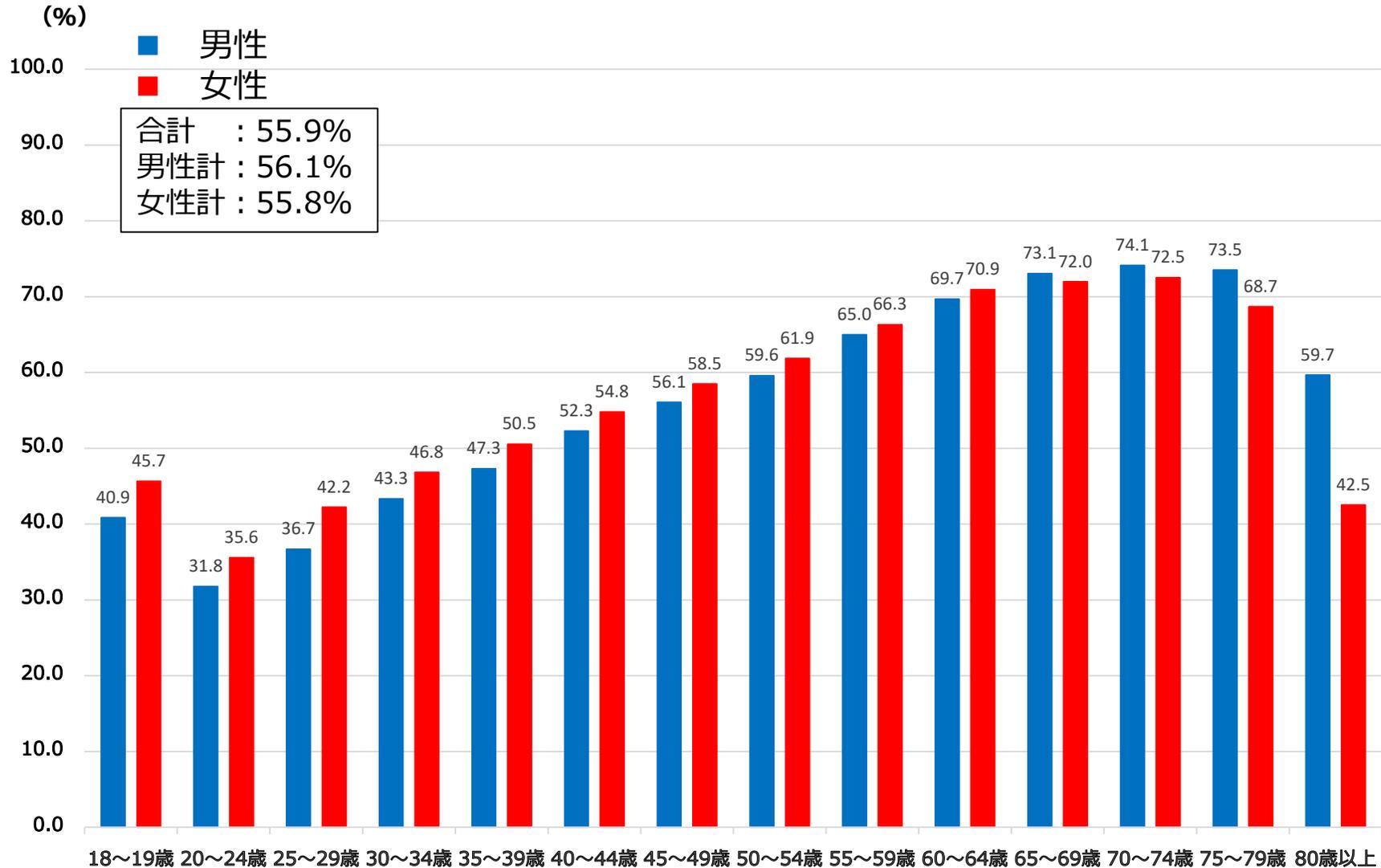
(注2) 衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙、統一地方選挙については、総務省提供資料より内閣府において作成。

(注3) 統一地方選挙における候補者・当選者の値は、都道府県・政令指定都市・市区町村議会議員選挙の合計。

(注4) 政党名は、令和4年1月20日現在のもの。

男女・年代別投票率（第49回衆議院議員総選挙（R3.10.31執行））

男女ともに20歳台と比べ「18～19歳」の投票率が高い。また、「18～19歳」から「60～64歳」までは女性の方が投票率が高く、「65～69歳」以上は男性の方が高い。

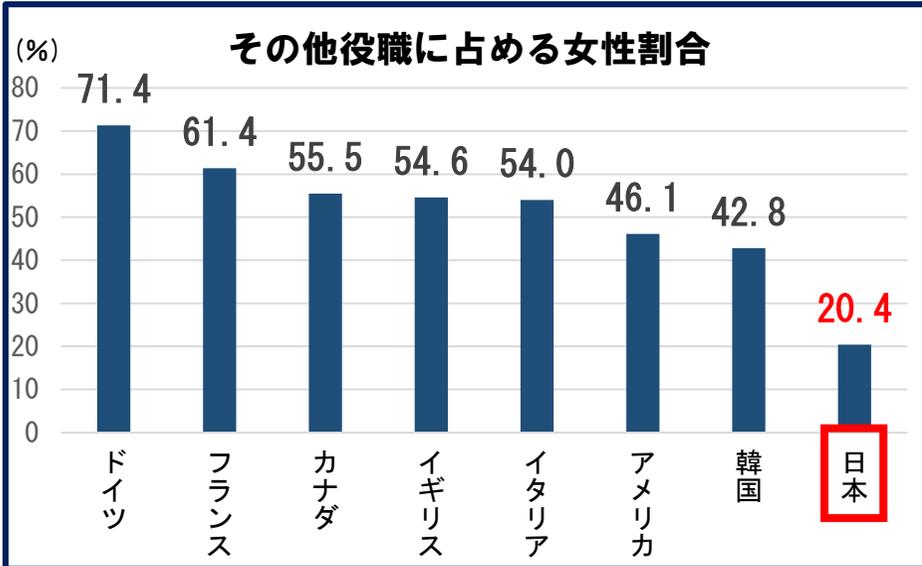
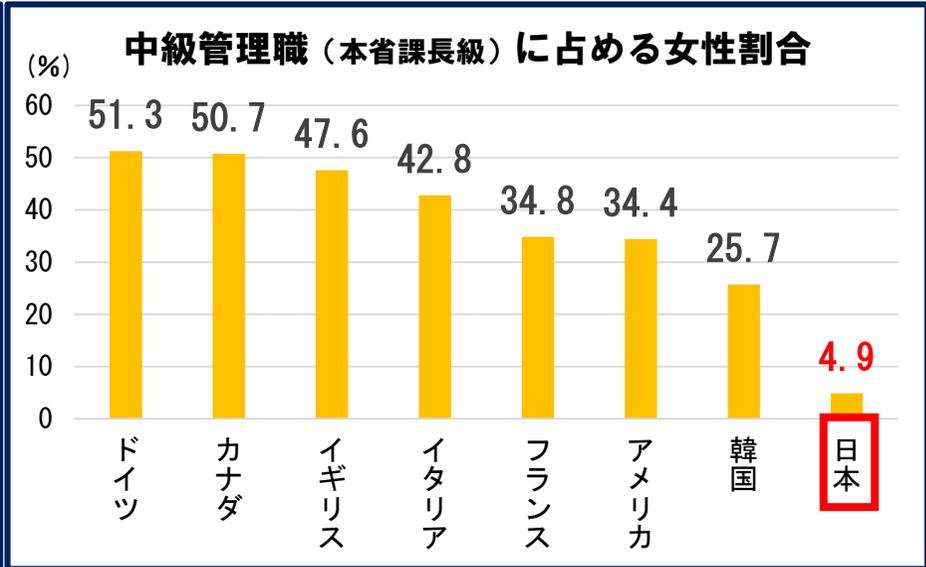
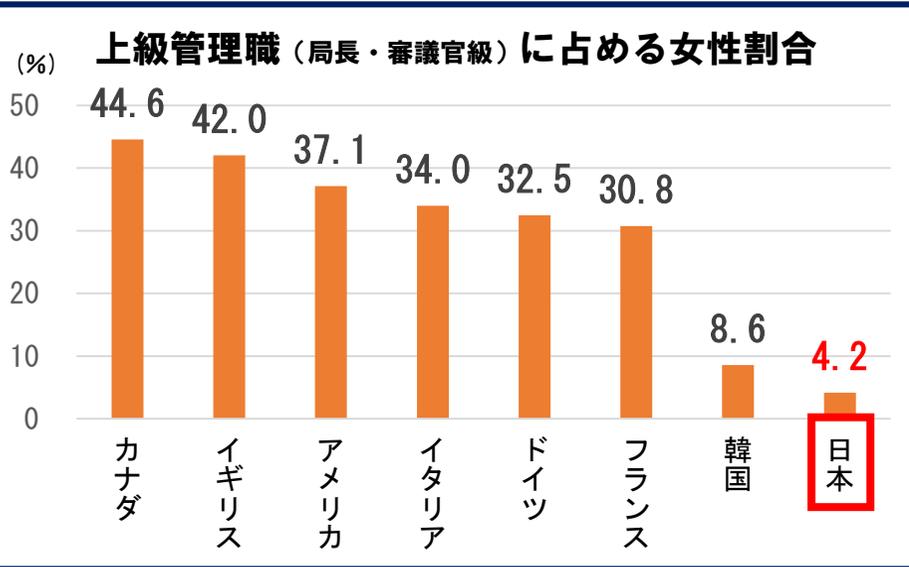


(備考) 総務省「年齢別投票者数」令和3年10月31日執行衆議院議員総選挙速報結果より内閣府において作成

女性国家公務員比率の国際比較

国家公務員における役職段階別の女性割合をみると、どの役職段階でも日本は諸外国と比べて著しく低くなっている。

※出典：OECD (2021), Government at a Glance 2021



(注) 定義 (Government at a Glance 2021より)

- ・各国のデータの出典は、ilostatの労働力調査。
- ・政府に加えて、公営企業での雇用を含む。
- ・職業レベルについては、以下の定義に基づき、各国が回答。

【上級管理職】

- ・大臣・國務長官・次官のすぐ下の役職。政策の解釈や実施を監督する者。
 - ・政策や計画を策定、評価、調整し、部の全体的な活動を評価する者。
- ※日本の値は、指定職俸給表が適用される者（局長・審議官級）に占める女性割合。

【中級管理職】

- ・上級管理職のすぐ下の役職。省内の特定の局で、計画、指示、調整を行う者。
- ※日本の値は、行政職俸給表(一)の8～10級の者（本省課長級）に占める女性割合。

【その他役職】

- ・上級管理職、中級管理職以外の者。
- ※日本の値は、一般職国家公務員から指定職、行政職俸給表(一)8～10級の者を除いた者に占める女性割合。

女性就業者の推移

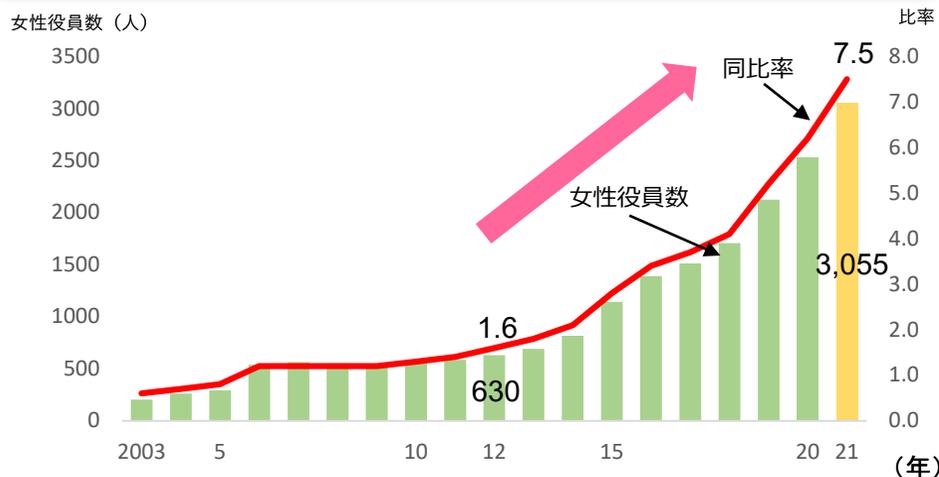
女性就業者数は、コロナの影響により、2020年は前年より減少しましたが、9年間(2012～21年)で約320万人増加。



出典：総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

女性役員数の推移

上場企業の女性役員数は、9年間(2012-2021)で約4.8倍に増加。

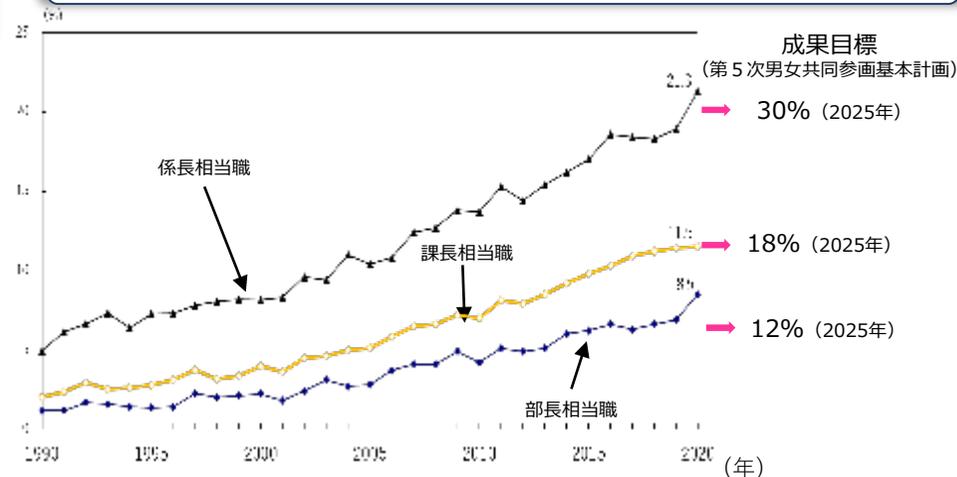


出典：東洋経済新報社「役員四季報」

(注)：調査時点は原則として各年7月31日現在。調査対象は、全上場企業。ジャスダック上場会社を含む。「役員」は、取締役、監査役、指名委員会等設置会社の代表執行役及び執行役。

民間企業 管理職相当の女性割合の推移

部長、課長、係長に就く女性割合は着実に伸びている。

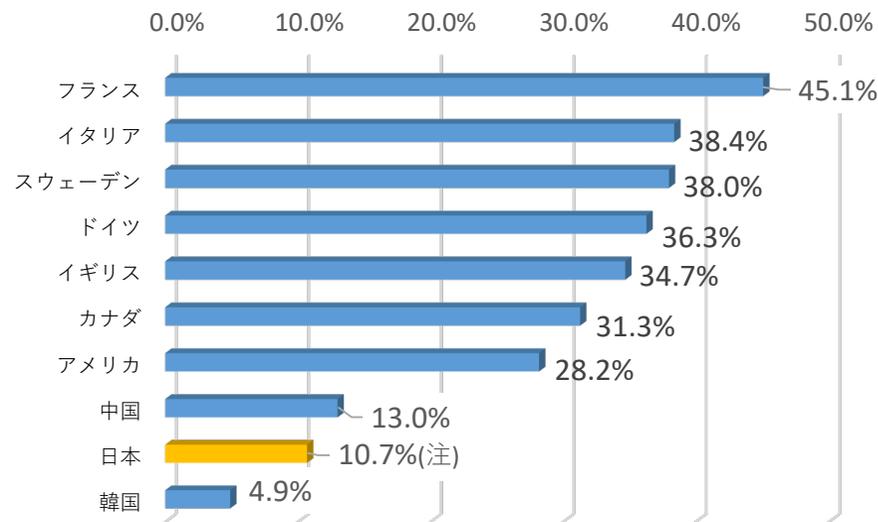


(備考) 1. 各年6月時点、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

2. 常用労働者100人以上を雇用する企業に属する労働者のうち、雇用期間の定めがない者における役職者。

3. 管理職の定義について ・部長級：事業所で通常「部長」又は「局長」と呼ばれている者であって、その組織が2課以上からなり、又は、その構成員が20人以上(部(局)長を含む。)のもの長 ・課長級：事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が2係以上からなり、又は、その構成員が10人以上(課長を含む。)のもの長。

諸外国の女性役員割合



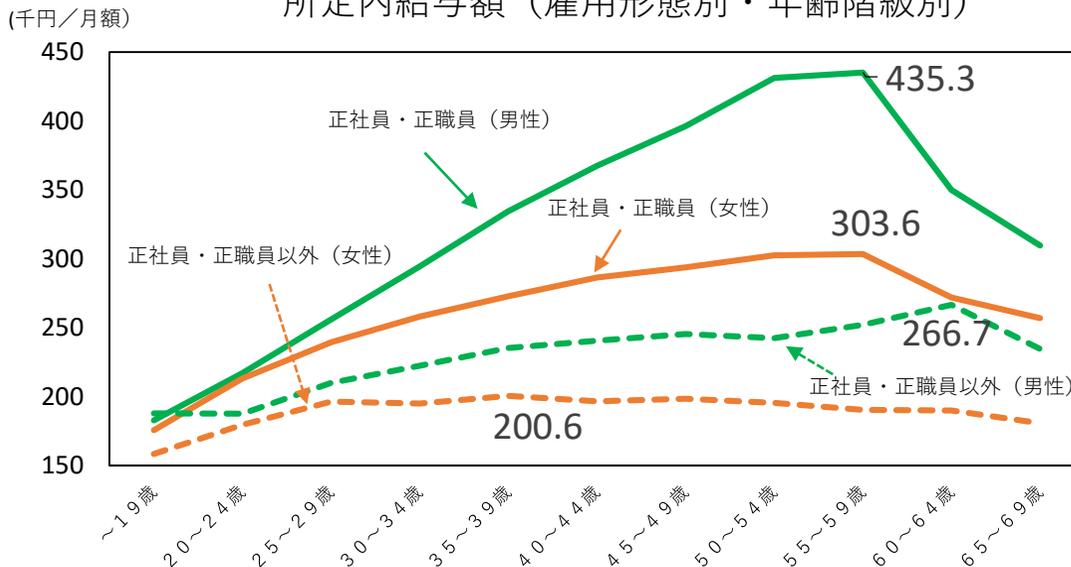
出典：OECD "Social and Welfare Statistics" 2020年の値。

※ EUは、各国の優良企業銘柄50社を対象。他の国はMSCI ACWI構成銘柄(2700社程度、大型、中型銘柄)の企業を対象。(注)2021年7月時点の全上場企業役員に占める女性の割合(7.5%)は東洋経済新報社「役員四季報」より算出。

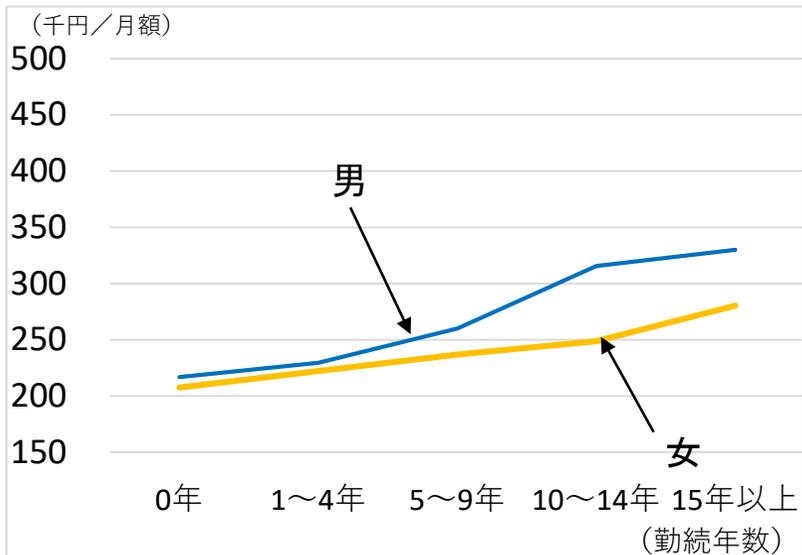
給与額の男女間格差

- ・給与金額は、正社員同士、非正規雇用労働者同士で比較しても、全体としてみると、男女間に差。年齢が高まるにつれてその差が拡大。
- ・給与金額は、同じ職業、勤続年数であっても、男女間で差。

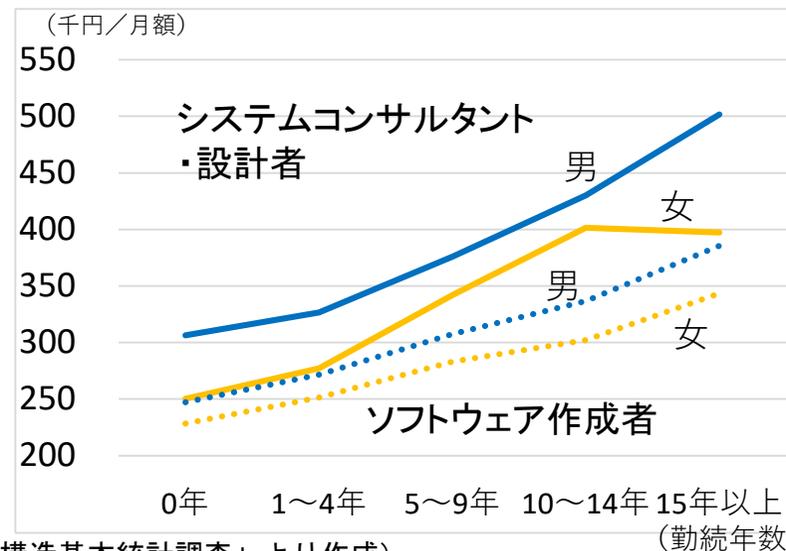
所定内給与額（雇用形態別・年齢階級別）



保育士



システムコンサルタント・設計者、ソフトウェア作成者



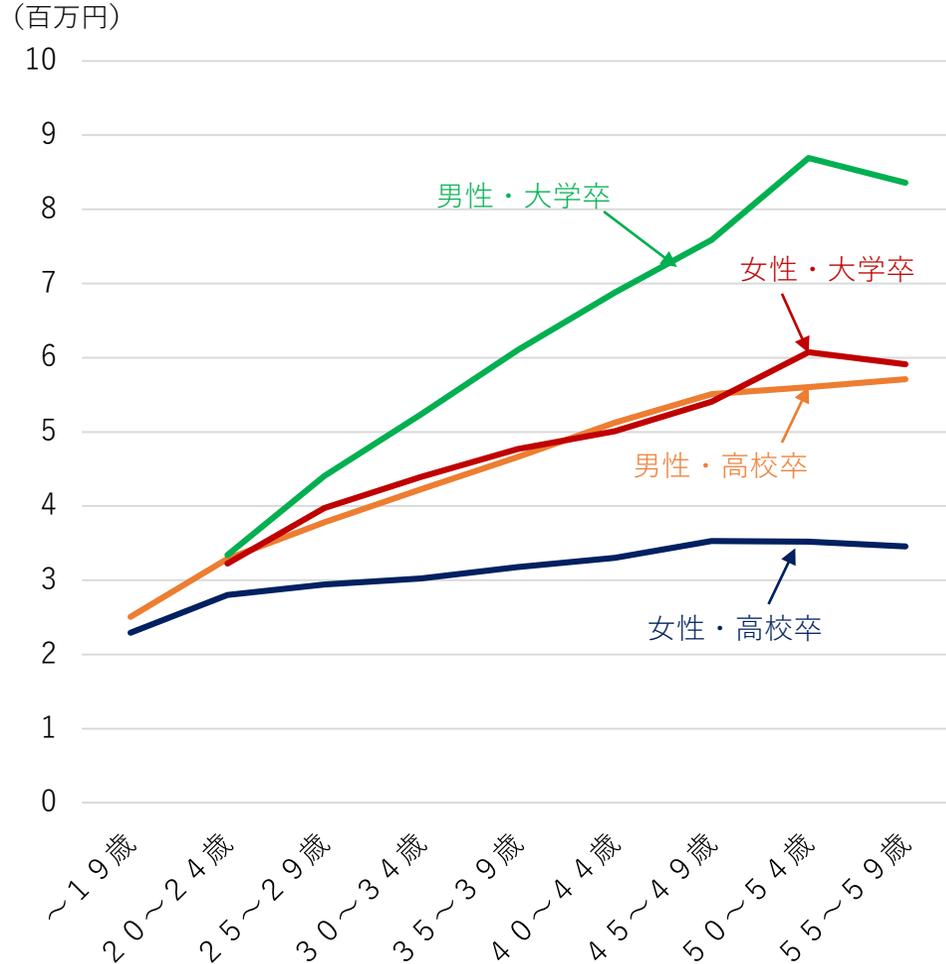
（厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」より作成）

（勤続年数）

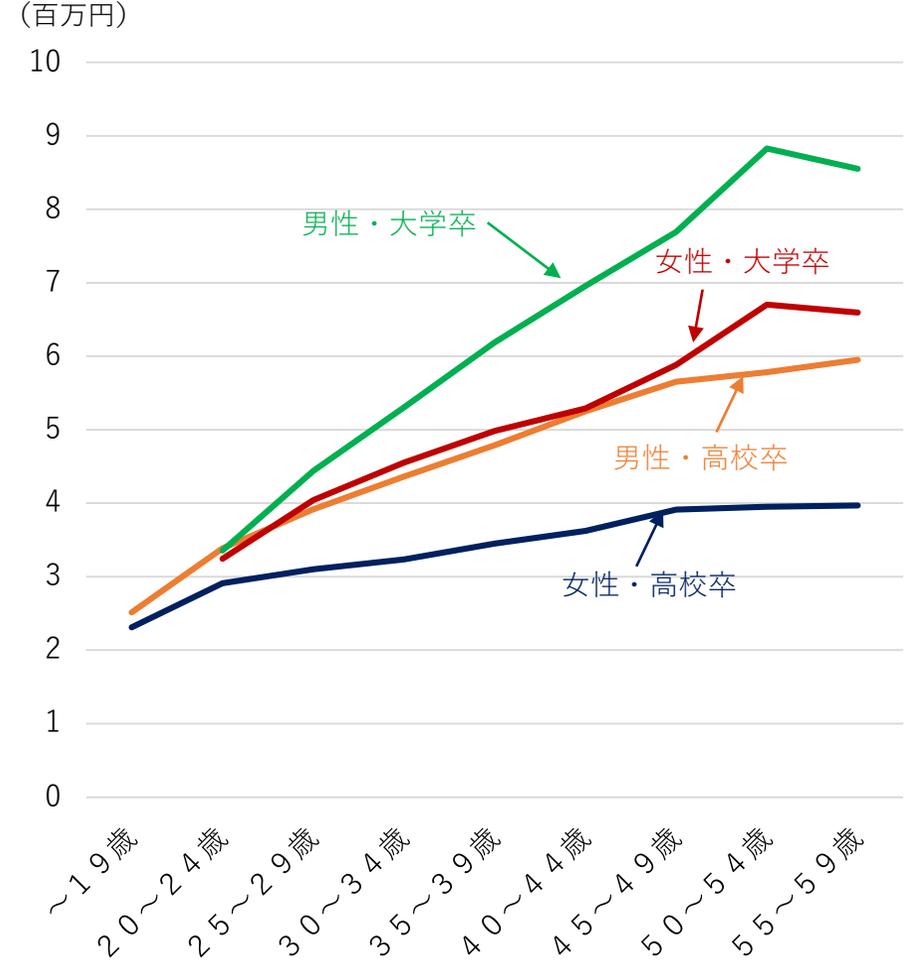
男女別・学歴別の年収（2020年）

- 同じ学歴でも男女間で年収の差が存在し、年齢の上昇とともに拡大の傾向を示す。
- 女性大卒者の年収は男性高卒者の年収とほぼ同じ水準である。

< 一般労働者 >



< 正社員・正職員 >



（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成）

（注）きまって支給する現金給与額と賞与其他特別給与額を年収換算した値を示した。

科学技術・学術における男女共同参画の推進に係る現状①

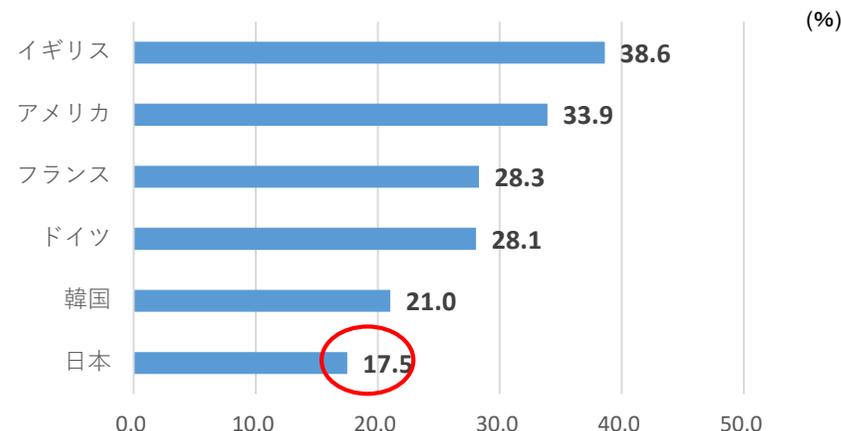
女性ノーベル賞受賞者数（自然科学分野）

	生理学・医学	物理学	化学	計
アメリカ	5	2	2	9
欧州	5	1	4	10
日本	0	0	0	0
その他	2	1	1	4
全体	12	4	7	23

※2021年までの受賞者を集計。

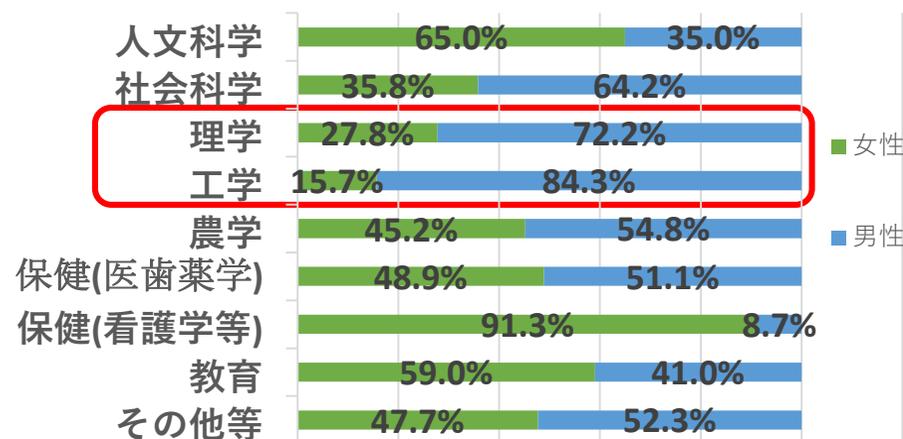
※その他の国は、イスラエル、オーストラリア、中国、カナダ。

諸外国の研究者に占める女性割合



(出典) 総務省「科学技術研究調査」(令和3年),
OECD“Main Science and Technology Indicators”,
米国立科学財団(National Science Foundation: NSF)“Science and Engineering Indicators”

大学(学部)の学生に占める女性の割合



(出典) 文部科学省「令和3年度学校基本統計」

OECDによる学習到達度調査(15歳時点)

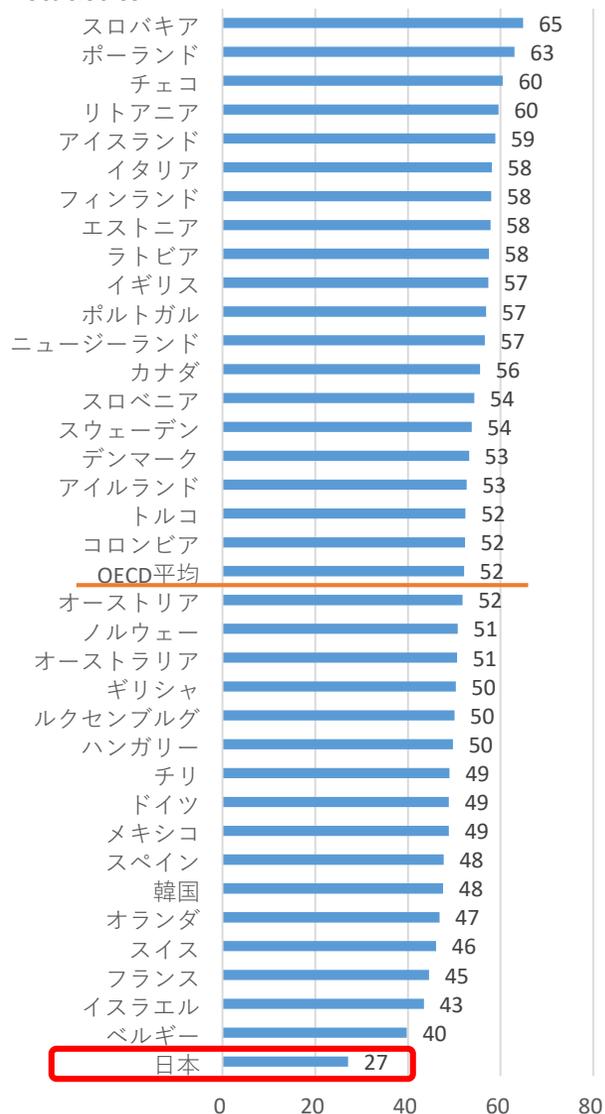
	日本			OECD平均		
	全体	男性	女性	全体	男性	女性
科学的リテラシー平均得点	529点 2位	531点 1位	528点 3位	489点	488点	490点
数学的リテラシー平均得点	527点 1位	532点 1位	522点 2位	489点	492点	487点
読解力平均得点	504点 10位	493点 9位	514点 14位	487点	472点	502点

※OECD PISA (Programme for International Student Assessment) 2018 より作成
順位はOECD加盟37か国中。調査段階で15歳3か月以上16歳2か月以下の学校に通う生徒が対象(日本では高校1年生)。

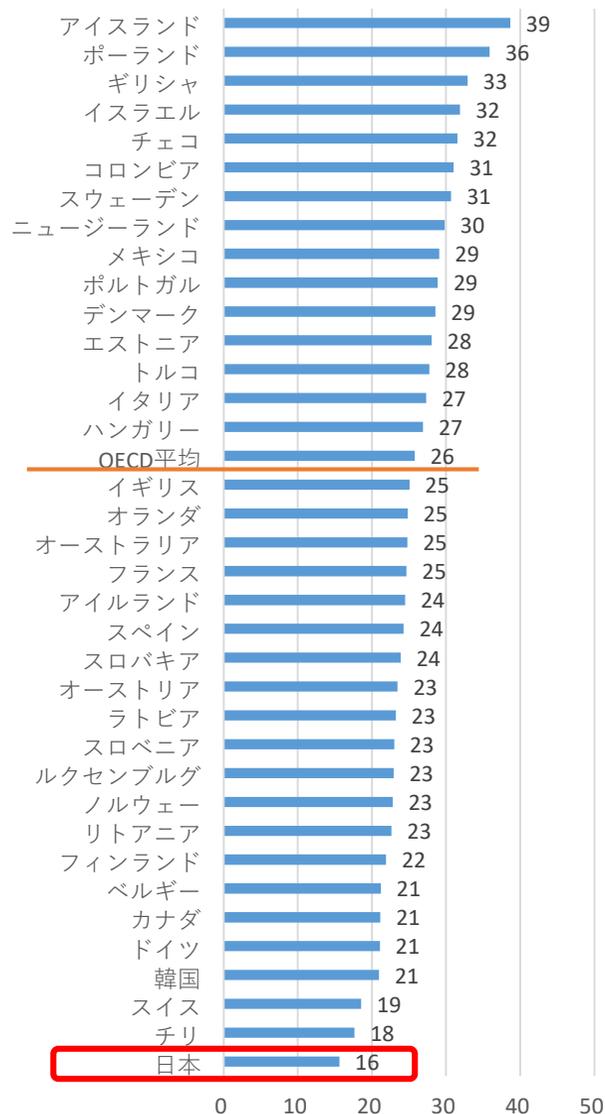
科学技術・学術における男女共同参画の推進に係る現状②

OECD2021 大学等入学者女性割合

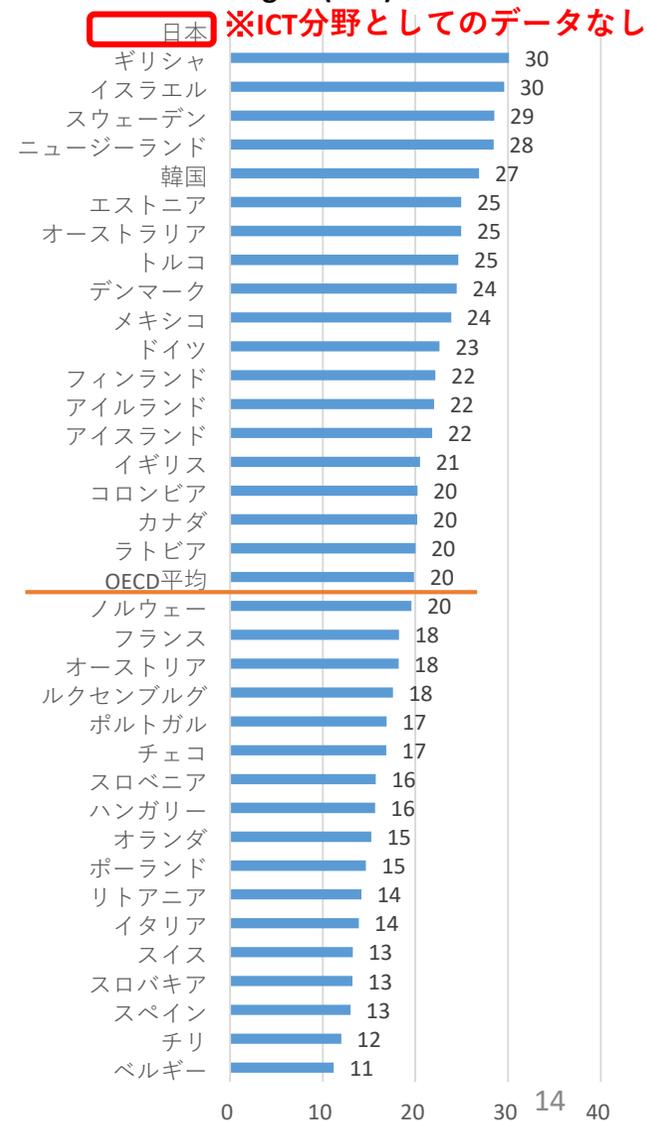
Natural sciences, mathematics and statistics



Engineering, manufacturing and construction

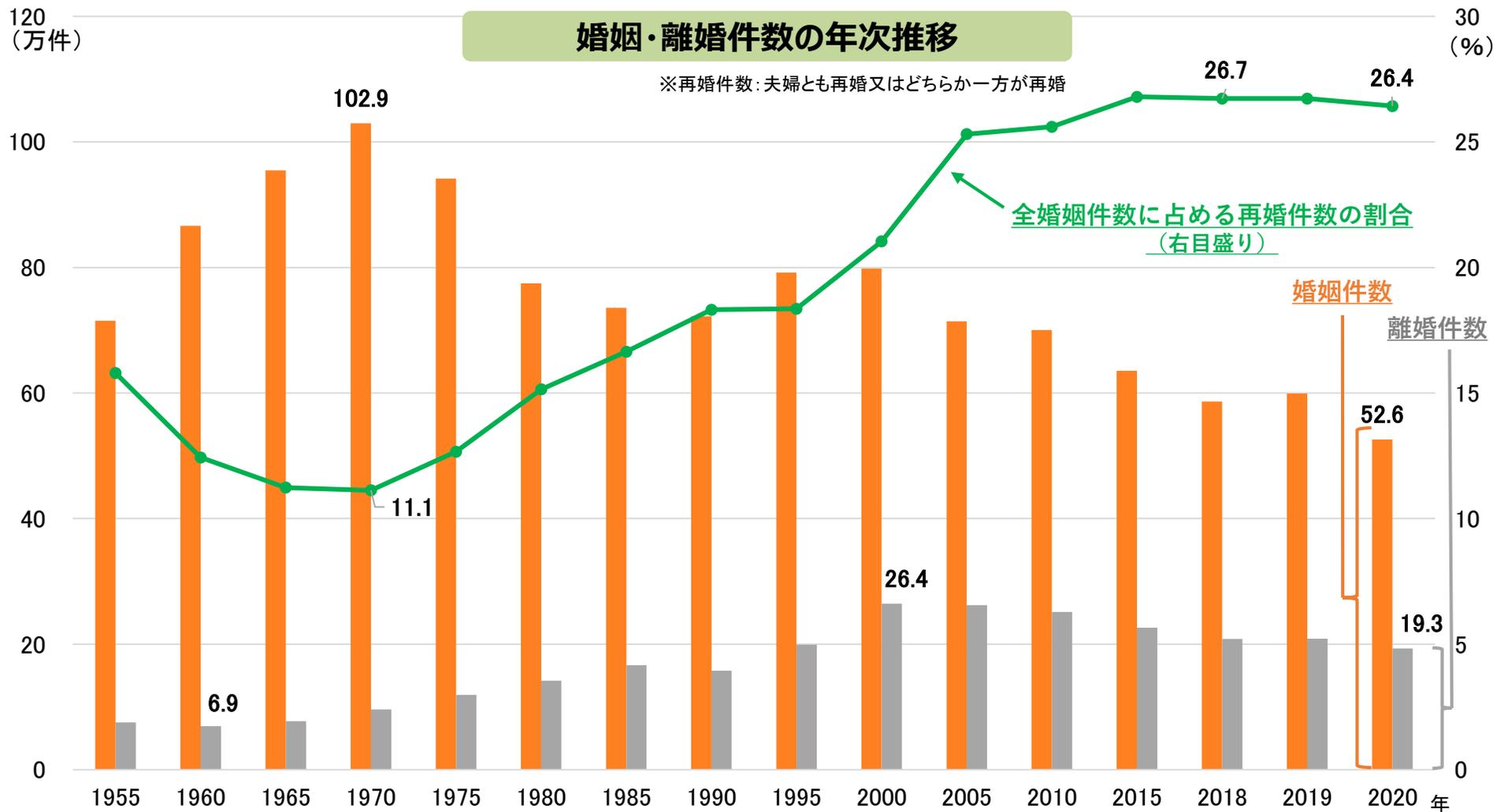


Information and Communication Technologies (ICTs)



離婚・再婚の動向

- ・ 離婚件数は、1960年代と比較して大幅に増加。
- ・ 全婚姻件数に占める再婚件数の割合は、1970年代以降、上昇傾向。
近年は、婚姻の約4件に1件が再婚となっている。



(出典) 厚生労働省「人口動態調査」より内閣府男女共同参画局作成。

男女の寿命について

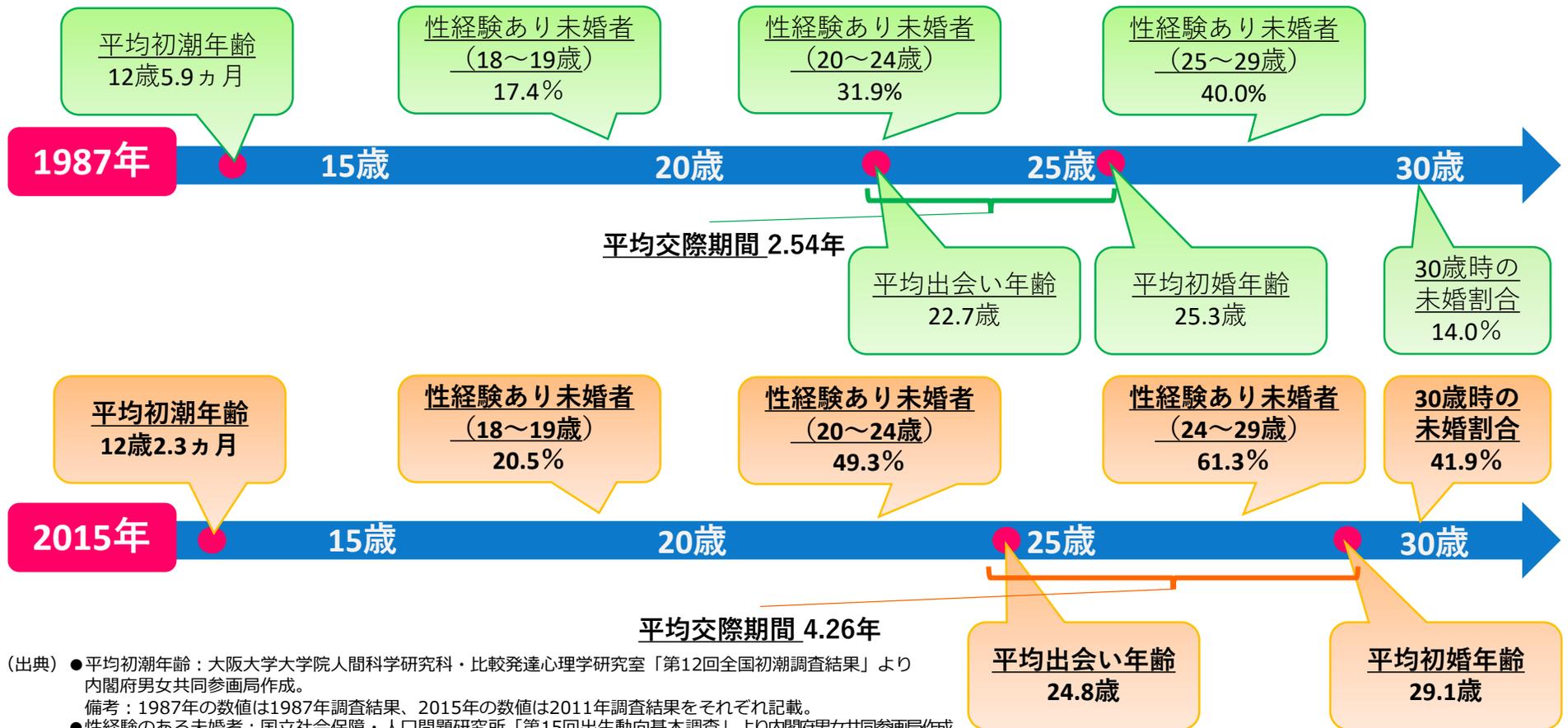
	男	女
90歳時 生存割合	28.4%	52.5%
95歳時 生存割合	11.1%	28.3%
平均寿命	81.64歳	87.74歳
死亡年齢 最頻値 ^(※)	88歳	92歳
100歳以上 の人口	9,766人	69,757人
105歳以上 の人口	715人	5,800人

(※) 「死亡年齢最頻値」は死亡者数が最も多い年齢

出典：100歳以上の人口及び105歳以上の人口については総務省「令和2年国勢調査」、その他については厚生労働省「令和2年簡易生命表の概況」

10代・20代女性のライフイベント年齢

- 現代の女性は、出会いから結婚までの交際期間が長くなり、性経験がある未婚者の割合も高くなっている。このような状況の中で、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点がますます重要になっている。



- (出典) ● 平均初潮年齢：大阪大学大学院人間科学研究科・比較発達心理学研究室「第12回全国初潮調査結果」より内閣府男女共同参画局作成。
 備考：1987年の数値は1987年調査結果、2015年の数値は2011年調査結果をそれぞれ記載。
 ● 性経験のある未婚者：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」より内閣府男女共同参画局作成。
 設問 「あなたはこれまでに異性と性交渉をもったことがありますか。」（1. ある、2. ない）。
 備考：1987年の数値は1987年調査結果、2015年の数値は2015年調査結果をそれぞれ記載。
 ● 平均出会い年齢／平均初婚年齢／平均交際期間：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」より内閣府男女共同参画局作成。
 注：対象は各調査時点より過去5年間に結婚した初婚どうしの夫婦（結婚の過程が不詳の夫婦を除く）。各平均年齢は月齢をもとに算出している。
 備考：1987年の数値は1987年調査結果、2015年の数値は2015年調査結果をそれぞれ記載。
 ● 30歳時の未婚割合：総務省統計局「国勢調査」より内閣府男女共同参画局作成。
 注：30歳時の未婚割合＝30歳時の未婚者数／30歳時の未婚者数＋有配偶者数＋死別者数＋離別者数
 備考：1987年の数値は1985年調査結果、2015年の数値は2015年調査結果をそれぞれ記載。

昭和35(1960)年、昭和60(1985)年と令和2(2020)年の比較

	昭和35(1960)年 配偶者控除創設 ¹	昭和60(1985)年 第3号被保険者創設	令和2(2020)年 (1985年からの増加率)
婚姻件数 ²	86.6万件	73.6万件	52.6万件 (▲28.5%)
離婚件数 ²	6.9万件	16.7万件	19.3万件 (+15.6%)
30歳有配偶率 ³	女性81.2% ⁴ 男性71.0% ⁴	女性83.4% 男性61.0%	女性54.0% (▲29.4pt) 男性43.3% (▲17.7pt)
50歳未婚率 ³	女性1.9% ⁵ 男性1.3% ⁵	女性4.3% 男性3.7%	女性16.4% (+12.1pt) 男性25.9% (+22.2pt)
単独世帯数 ³ (全世帯に占める割合 ³)	178万世帯 ⁶ 8.6% ⁶	789万世帯 20.8%	2,115万世帯 (+168.1%) 38.0% (+17.2pt)
ひとり親世帯数 ³ (全世帯に占める割合 ³)	-	240万世帯 6.3%	500万世帯 (+108.3%) 9.0% (+2.7pt)
平均寿命 ⁷	女性70.19歳 男性65.32歳	女性80.48歳 男性74.78歳	女性87.74歳 (+7.26年) 男性81.64歳 (+7.16年)
死亡年齢最頻値 ⁸	女性80歳 男性75歳	女性86歳 男性81歳	女性92歳(+6年) 男性88歳(+7年)
雇用者の共働き世帯数 ⁹ (夫が就業している世帯に占める割合 ³)	-	722万世帯 52.1%	1,240万世帯 (+71.7%) 64.3% (+12.2pt) ¹⁰
うち妻がフルタイム (週35時間以上) ⁹	-	462万世帯	483万世帯 (+4.5%)
うち妻がパートタイム (週35時間未満) ⁹	-	229万世帯	668万世帯 (+191.7%)
男性雇用者と無業の妻から成る世帯 (いわゆる専業主婦世帯) ⁹	-	952万世帯	571万世帯 (▲40.0%)
配偶者特別控除適用人数 ¹¹	-	1,115万人 ¹²	122万人
配偶者控除適用人数 ¹¹	-	(1,098万人) ¹³	970万人
第3号被保険者制度適用人数	-	1,093万人 ¹⁴	793万人¹⁵

1. 配偶者控除は昭和36(1961)年創設 2.出所：人口動態調査 3.出所：国勢調査 4. 25～29歳と30～34歳の有配偶率の平均 5. 45～49歳と50～54歳の未婚率の平均
6. 普通世帯と準世帯のうち、世帯人数が1人の世帯数を合計して算出。 7. 出所：昭和35年、60年は完全生命表、令和2年は簡易生命表 8. 出所：第14回簡速静止人口表、第39回簡速静止人口表、令和2年簡易生命表 9. 出所：昭和60年は総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)、令和2年は総務省「労働力調査(詳細集計)」。「労働力調査(詳細集計)」とでは、調査方法、調査月等が相違する点に留意。 10. 2015年の共働き世帯割合を記載 11. 出所：民間給与実態調査。1年を通じて勤務した給与所得者で年末調整を行った者のうちの適用人数。
12. 昭和62(1987)年の適用人数 13.出所：配偶者特別控除適用人数の内数。昭和62(1987)年の適用人数。 14. 昭和61(1986)年適用人数。 出所：厚生労働省年金局年金財政ホームページ
15. 出所：令和2年度厚生年金保険・国民年金制度の概況

昭和60(1985)年と令和2(2020)年の比較(30歳・50歳時配偶状況)

昭和の時代は9割が50歳時点で配偶者がいたが、令和の時代は3割が配偶者がいない状態。

男性

昭和60(1985)年

【30歳時点】

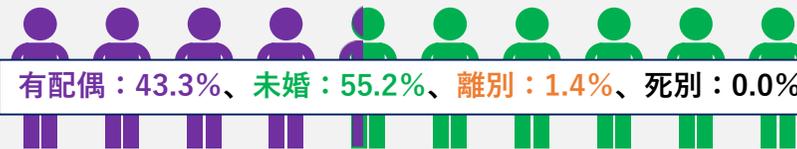


【50歳時点】



令和2(2020)年

【30歳時点】



【50歳時点】



女性

昭和60(1985)年

【30歳時点】



【50歳時点】



令和2(2020)年

【30歳時点】



【50歳時点】

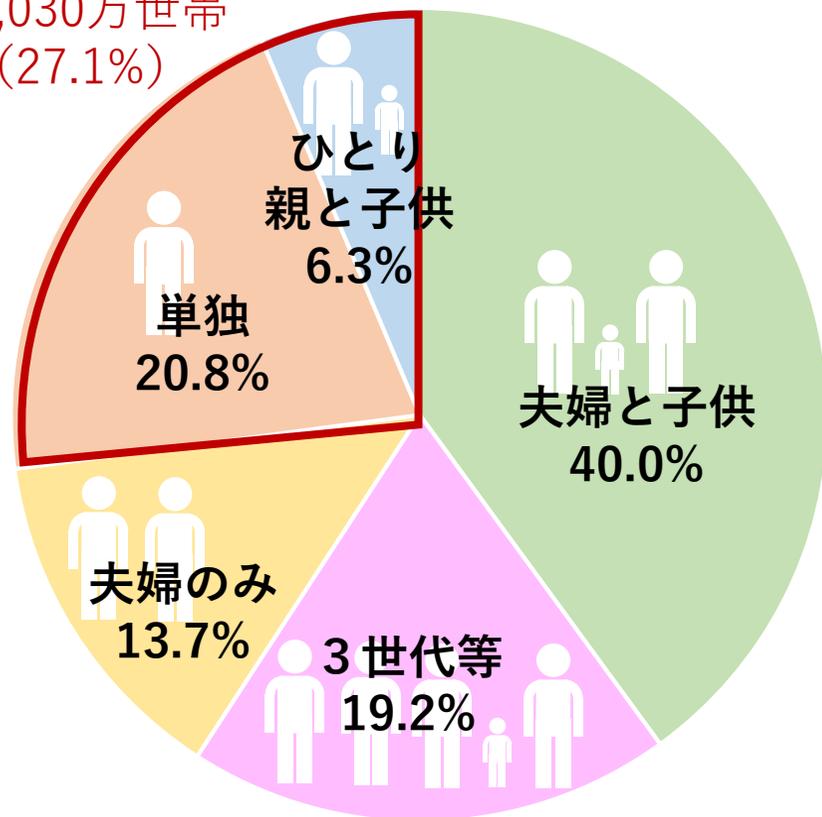


昭和60(1985)年と令和2(2020)年の比較(家族類型)

ひとり親世帯、単独世帯の合計は、昭和の時代に比べて2.5倍。
全体に占める割合も約半分にまで増えている。

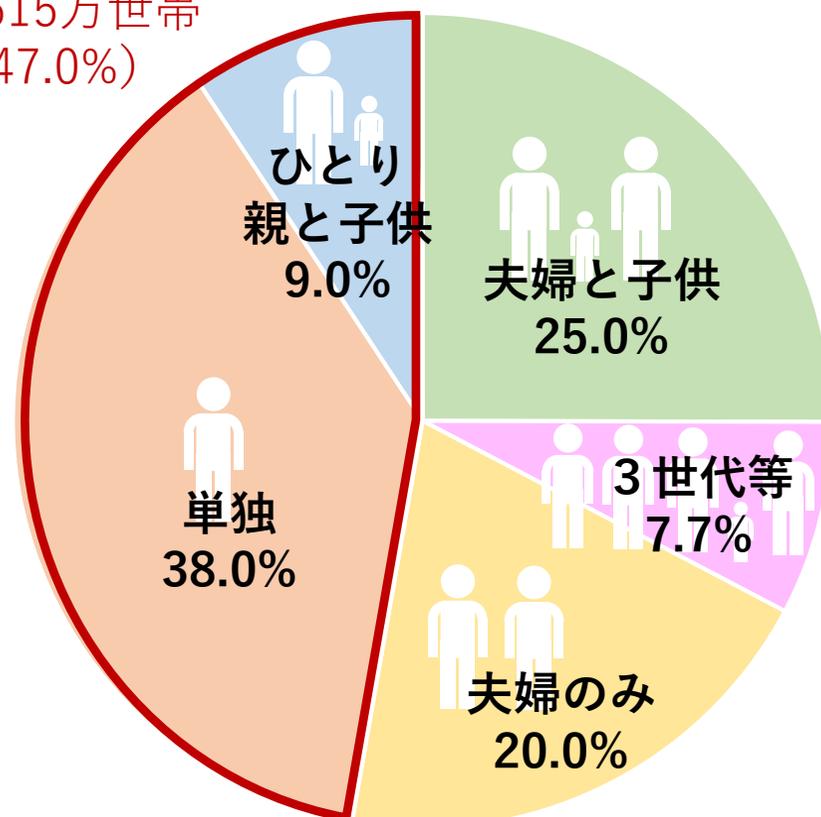
昭和60(1985)年

単独世帯+ひとり親世帯
1,030万世帯
(27.1%)



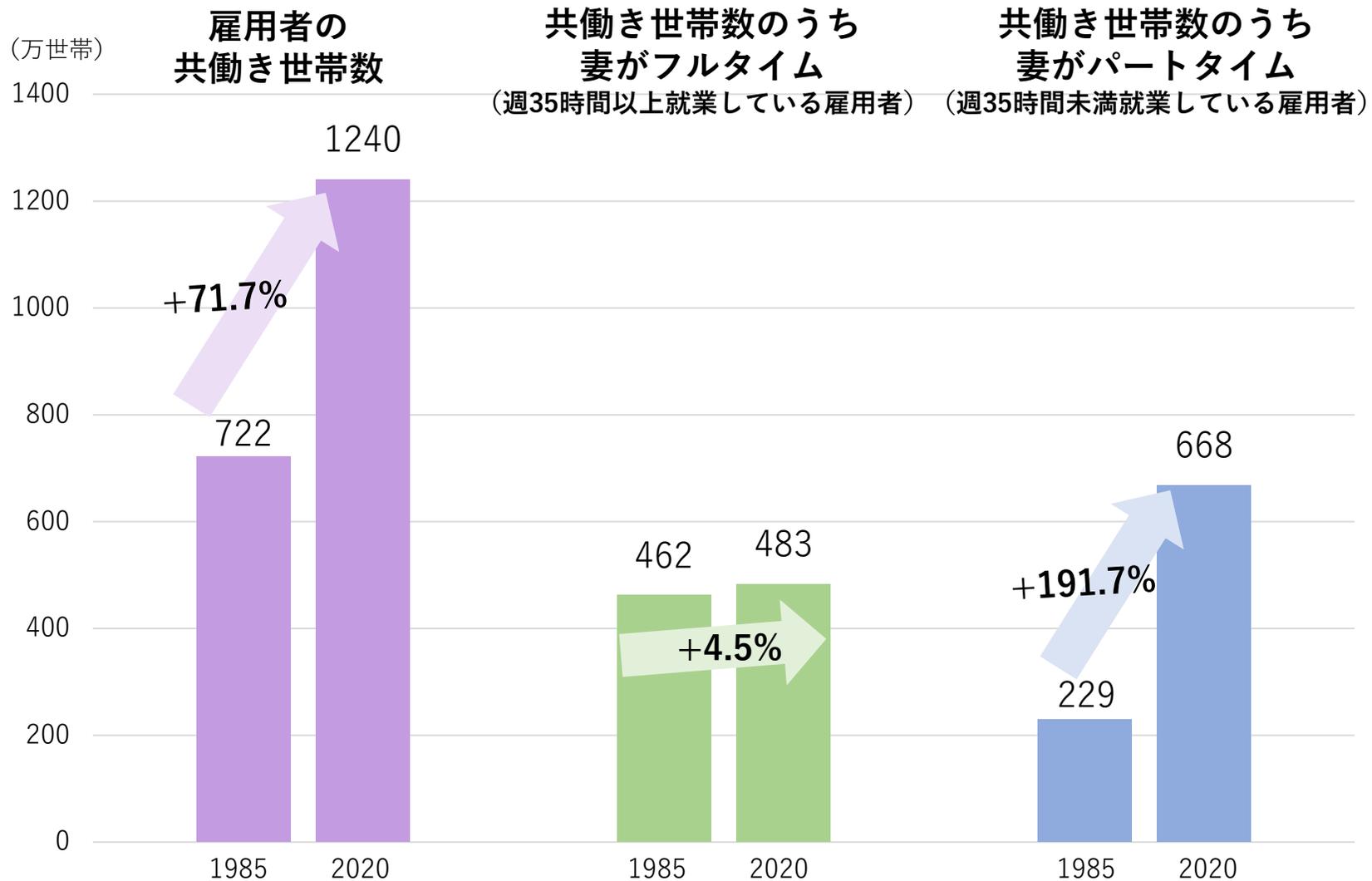
令和2(2020)年

単独世帯+ひとり親世帯
2,615万世帯
(47.0%)



昭和60(1985)年と令和2(2020)年の比較(雇用者の共働き世帯数)

共働き世帯数は大幅に増加したが、フルタイムで働く妻の数は横ばい。
パートタイムで働く妻が3倍増。



(昭和60年は総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)、令和2年は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成)

男性の人生の変化

男性の育児休業取得率は13%。50歳男性の4人に1人は独身(結婚未経験)。男性の単独世帯は1094万世帯(一般世帯数の19.6%)。家庭や地域社会において男性の活躍を広げることが不可欠。

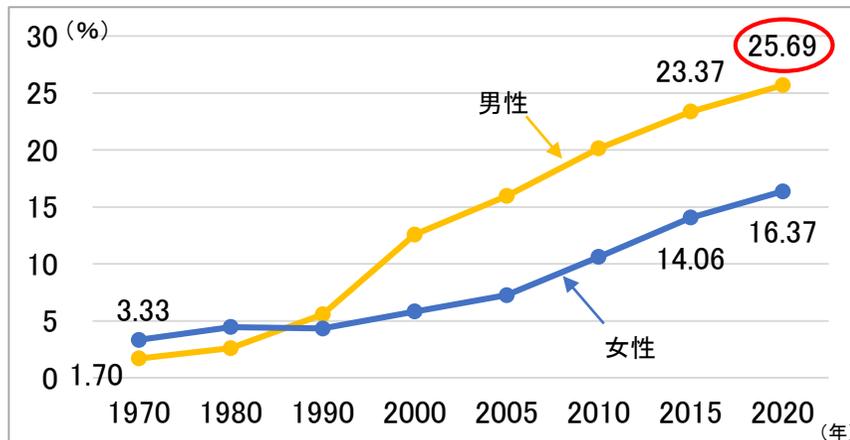
民間企業の育児休業者の割合

	2018年度	2019年度	2020年度
女性	82%	83%	82%
男性	6%	7%	13%

(備考) 厚生労働省「雇用均等基本調査」より内閣府男女共同参画局作成。

- 男性の一般職国家公務員の育児休業取得率(人事院調べ)
 - ・ 51.4%(2020年度)
- 地方公務員の男性の育児休業取得率(総務省調べ)
 - ・ 13.2%(2020年度)

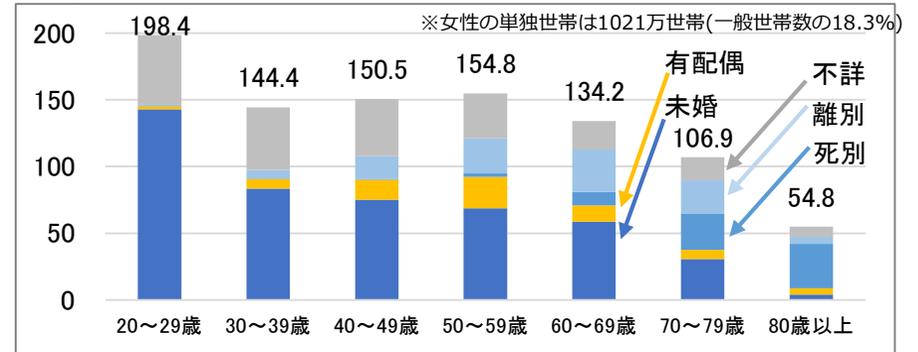
50歳時の未婚割合



(出典) 1970年~2015年は国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2021)」、2020年は総務省「令和2年国勢調査」より、内閣府男女共同参画局作成。

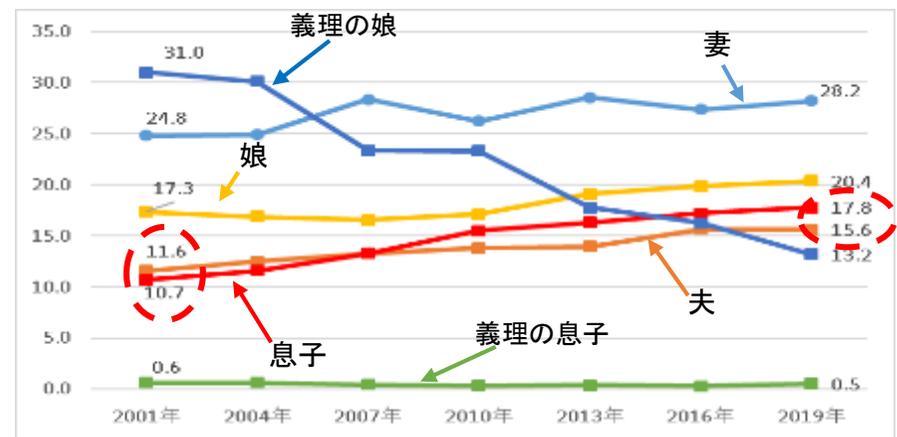
男性の単独世帯数(年齢階級別): 1094万世帯

(万世帯)



(備考) 総務省「令和2年国勢調査」より内閣府男女共同参画局作成

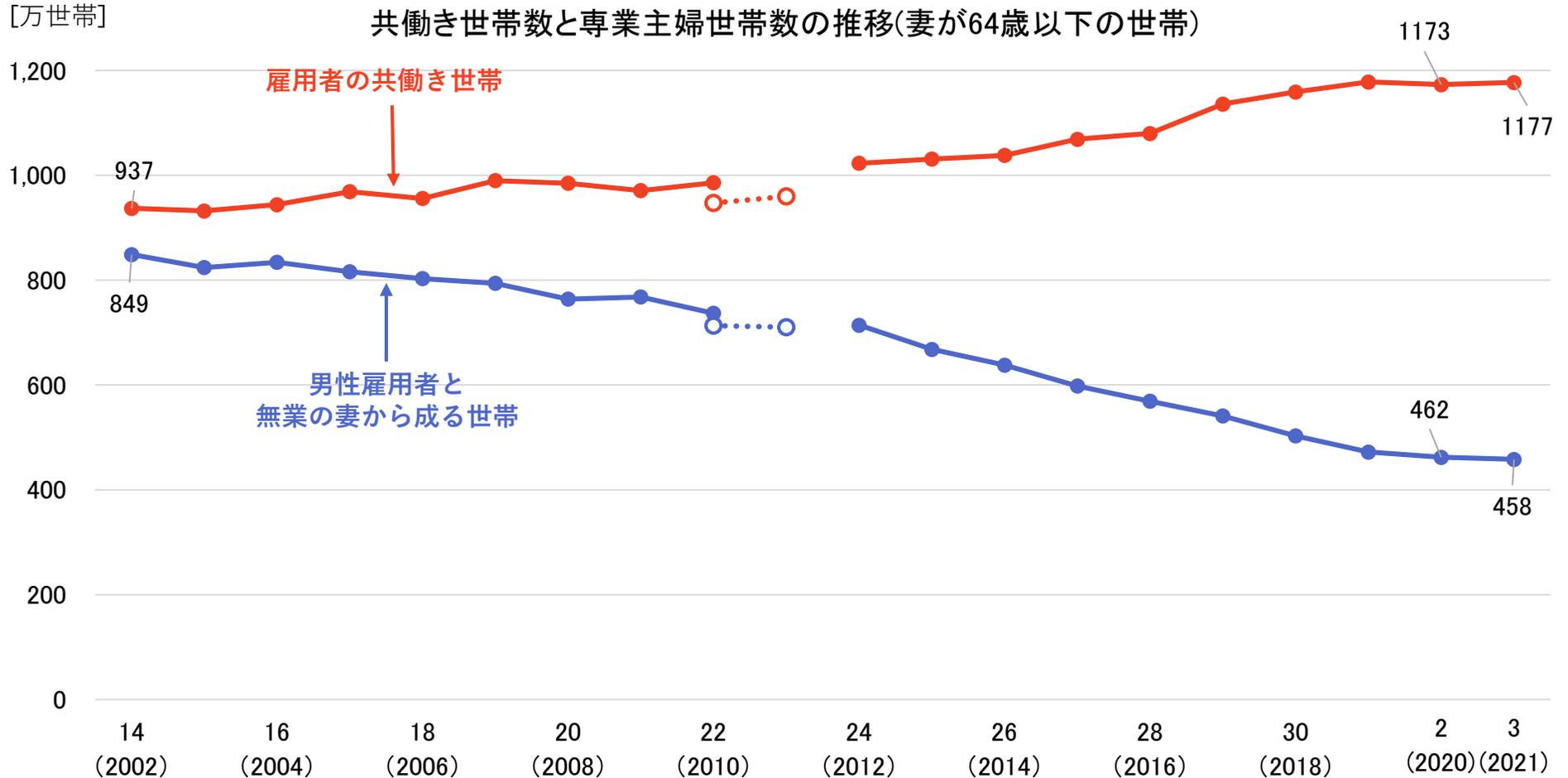
同居の主な介護者の続柄の推移



(備考) 厚生労働省「国民生活基礎調査」より内閣府男女共同参画局作成

共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移

- 雇用者の共働き世帯は増加傾向。
- 男性雇用者と無業の妻から成る世帯（いわゆるサラリーマンの夫と専業主婦の世帯）は減少傾向。2021年では、夫婦のいる世帯全体の23.1%となっている。

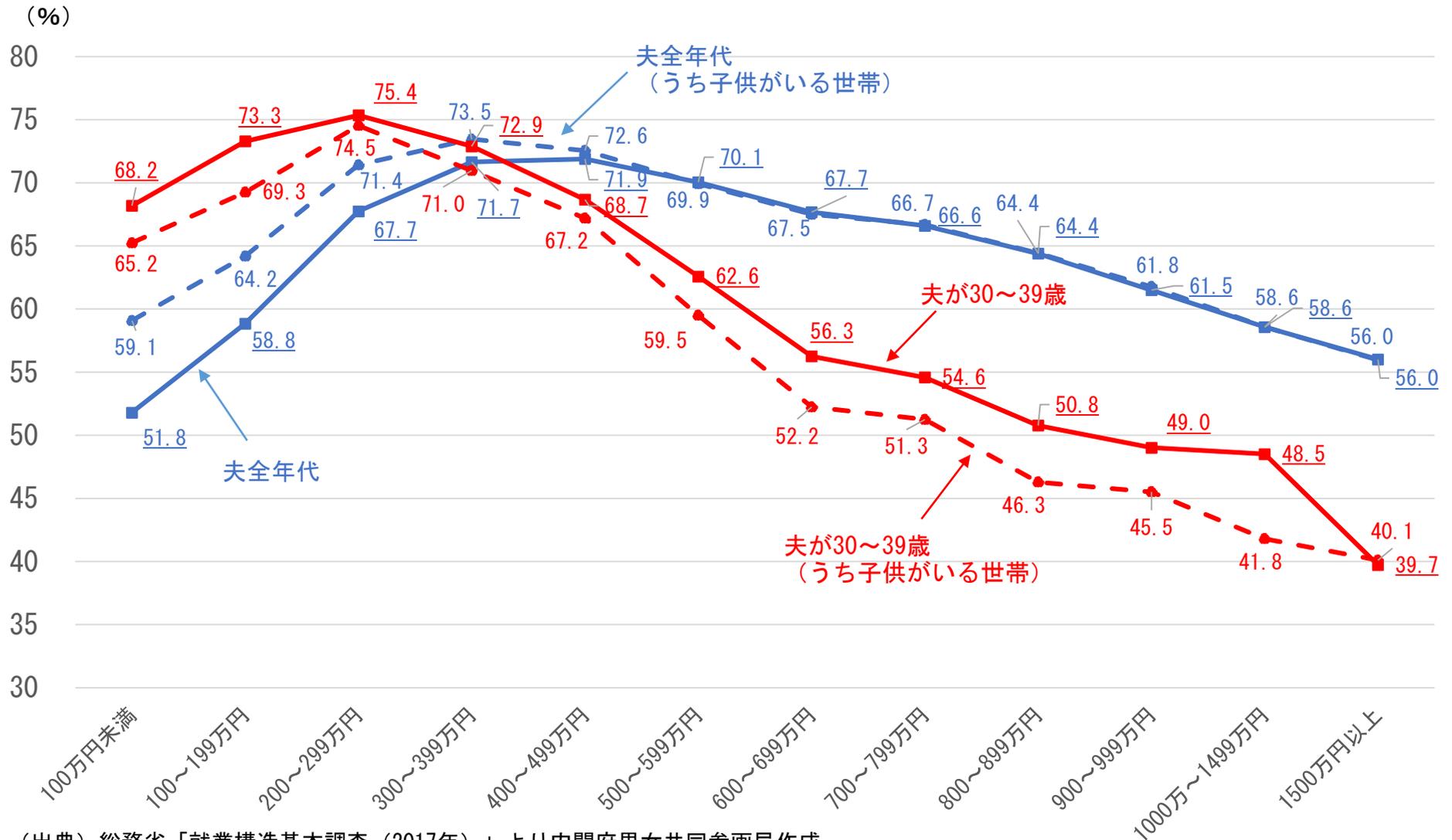


(出典) 総務省「労働力調査(詳細集計)」より内閣府男女共同参画局作成。

(備考) 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)かつ64歳以下の世帯。「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び失業者)かつ64歳以下の世帯。平成22年及び23年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。「夫婦のいる世帯」は、夫又は妻に農業・林業就業者や自営業者などを含み、かつ、妻が64歳以下の世帯。

夫の所得階級別の妻の有業率

・30代の夫の所得階級別に見ると、夫の所得階級が高くなるほど妻の有業率が低くなる(いわゆる専業主婦が多くなる)傾向。

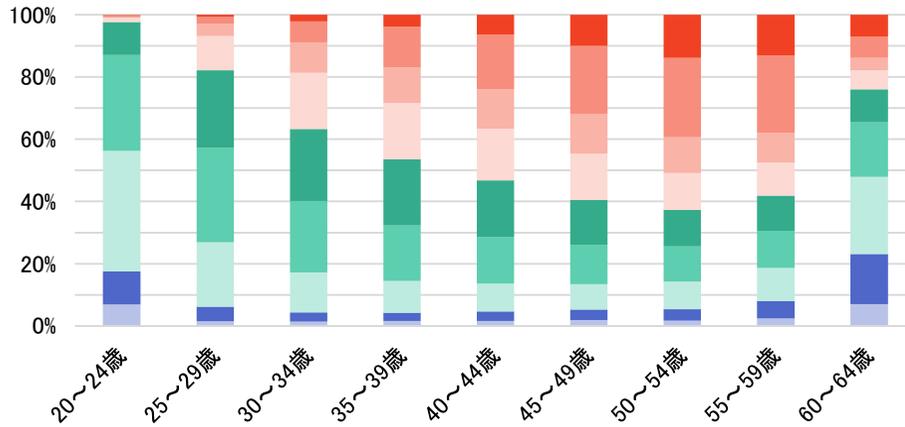


(出典) 総務省「就業構造基本調査(2017年)」より内閣府男女共同参画局作成。

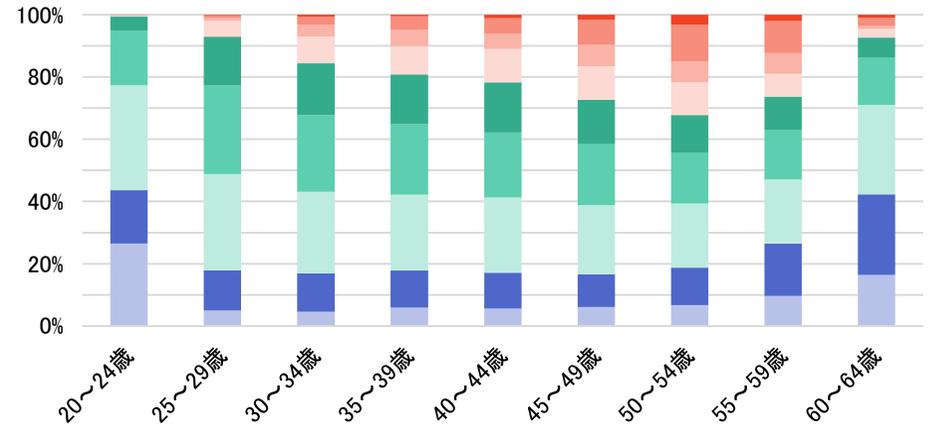
所得階級別有業者割合（男女、配偶関係、年齢階級別）

○男女別に見ると、男性では既婚者の方が、女性では未婚者の方が、所得が高い傾向。
 ○配偶関係別に見ると、既婚者では男性の方が所得が高い傾向。未婚者では男性の方が所得が高い傾向があるが、所得差は小さい。

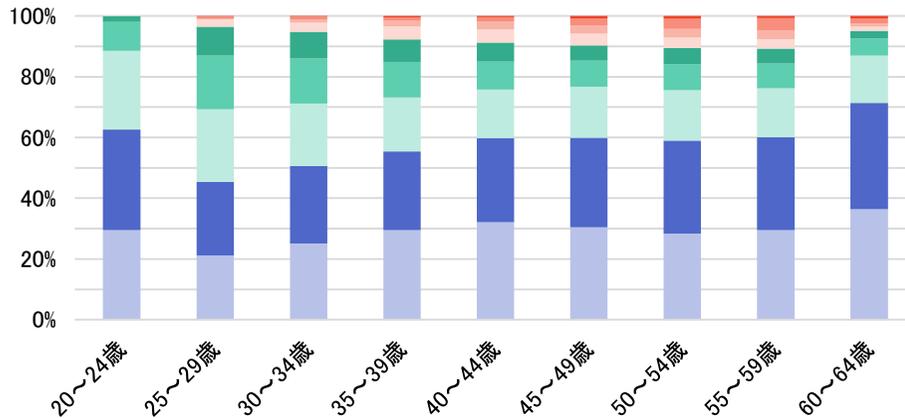
男性(既婚)



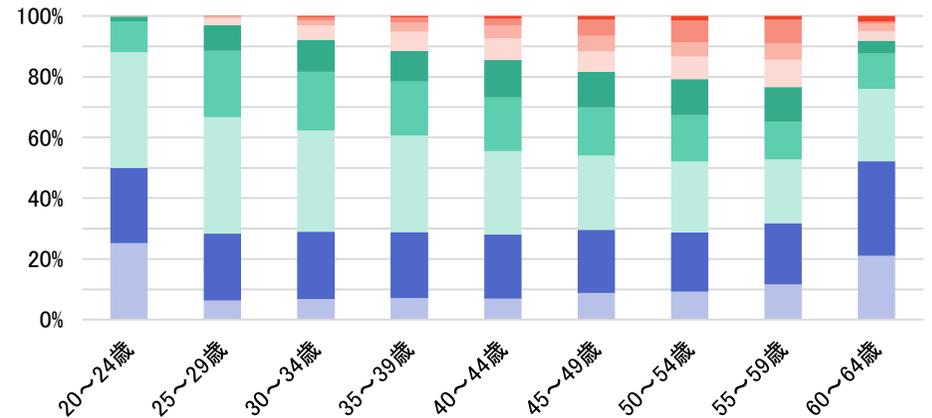
男性(未婚)



女性(既婚)



女性(未婚)

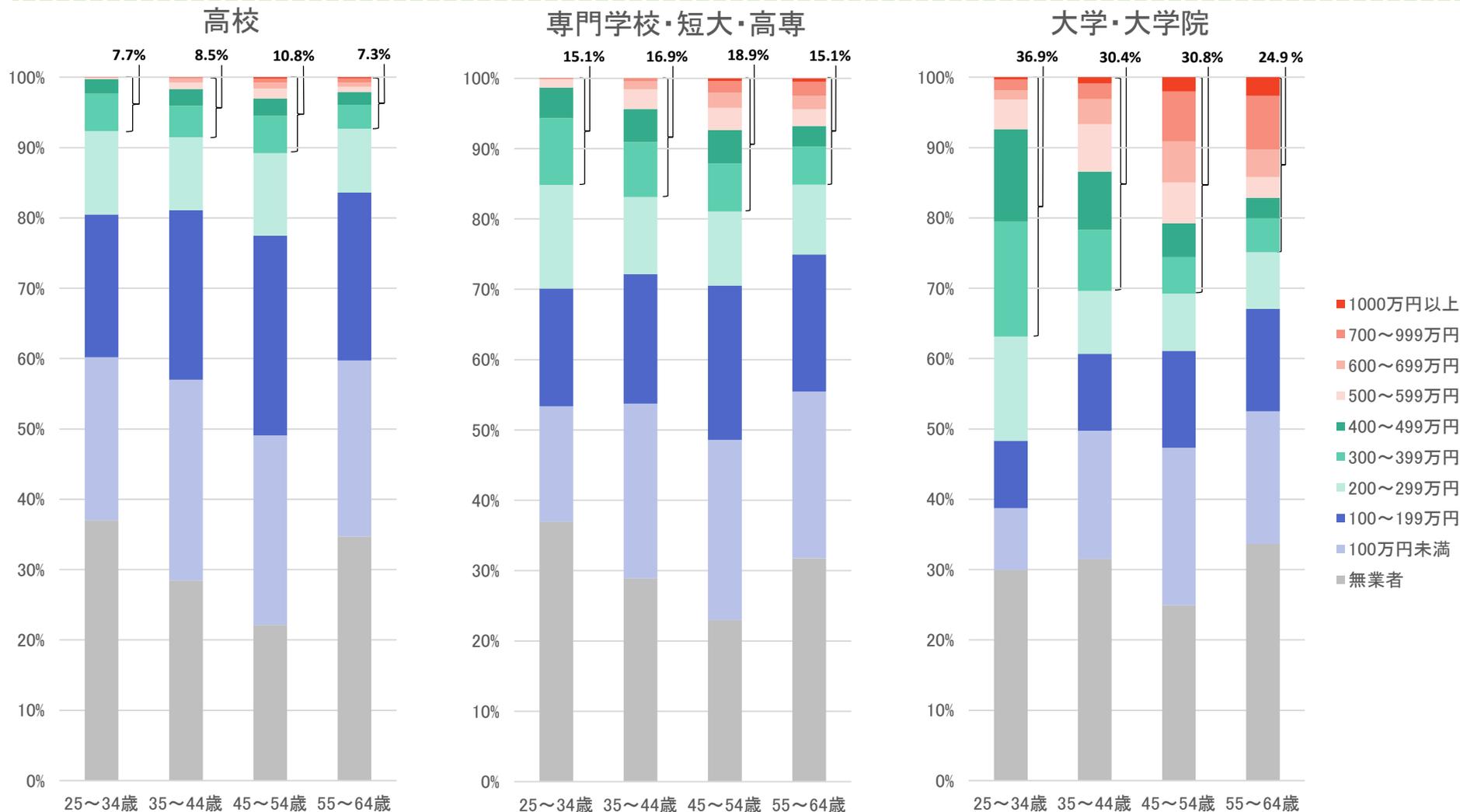


■ 100万円未満
 ■ 100~199万円
 ■ 200~299万円
 ■ 300~399万円
 ■ 400~499万円
■ 500~599万円
 ■ 600~699万円
 ■ 700~999万円
 ■ 1000万円以上

(備考) 総務省「就業構造基本調査(2017年)」より内閣府男女共同参画局作成。

既婚女性の最終学歴と本人の所得の関係

- ・ 高校卒業者の約8割、専門学校・短大・高専卒業者の約7割は、所得が200万円未満。
- ・ 大学・大学院卒業者で所得が200万円未満の割合は、35歳以上では約6割。
- ・ 女性の経済的エンパワーメント（経済的に自立する力）が課題。



(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査(2017年)」より内閣府男女共同参画局作成。
 2. 無業者には1987年以前に前職を辞め現在も無業の者は含まれないため、実際には、2017年時点で50歳以上の者は無業者がより多い可能性がある。

ひとり親世帯の状況

- ・ およそ30年間で、母子世帯は約1.5倍、父子世帯は約1.1倍に増加している。
- ・ ひとり親世帯（特に母子世帯）は、就業率が高いが、平均年間就労収入が一般世帯と比べて低い。また、養育費を受け取っていない世帯が全体の4分の3となっている。

母子世帯数^(注) 84.9万世帯
 父子世帯数^(注) 17.3万世帯
 (昭和63(1988)年)

➡ 123.2万世帯(ひとり親世帯の86.8%)
 18.7万世帯(ひとり親世帯の13.2%)
 (平成28(2016)年)

(注) 母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数

【参考】 児童のいる世帯数は1122.1万世帯(令和元(2019)年) 【出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」】

	母子世帯	父子世帯	一般世帯(参考)
就業率	81.8%	85.4%	女性70.9% 男性84.2%
雇用者のうち 正規	47.7% ^(※)	89.7% ^(※)	女性46.5% 男性82.4%
雇用者のうち 非正規	52.3% ^(※)	10.3% ^(※)	女性53.5% 男性17.6%
平均年間 就労収入	200万円 正規:305万円 パート・アルバイト等:133万円	398万円 正規:428万円 パート・アルバイト等:190万円	平均給与所得 女性296万円 男性540万円
養育費 受取率	24.3%	3.2%	—

【出典】 母子世帯及び父子世帯は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査(平成28年度)」

一般世帯は総務省「労働力調査(令和元年)15~64歳」、国税庁「民間給与実態統計調査(令和元年)」

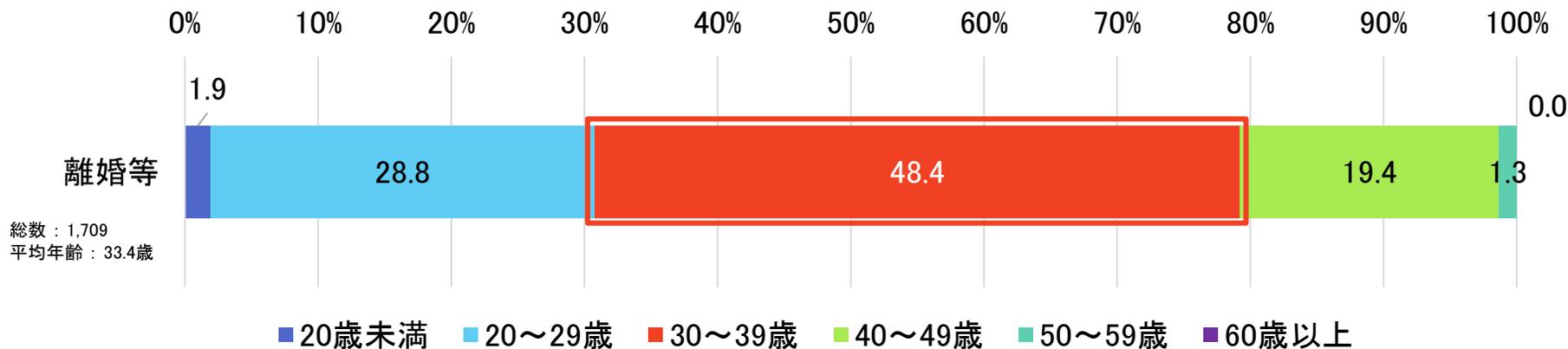
(※) 母子世帯及び父子世帯の正規/非正規の構成割合は

「正規の職員・従業員」及び「非正規の職員・従業員」(「派遣社員」「パート・アルバイト等」の計)の合計を総数として算出した割合

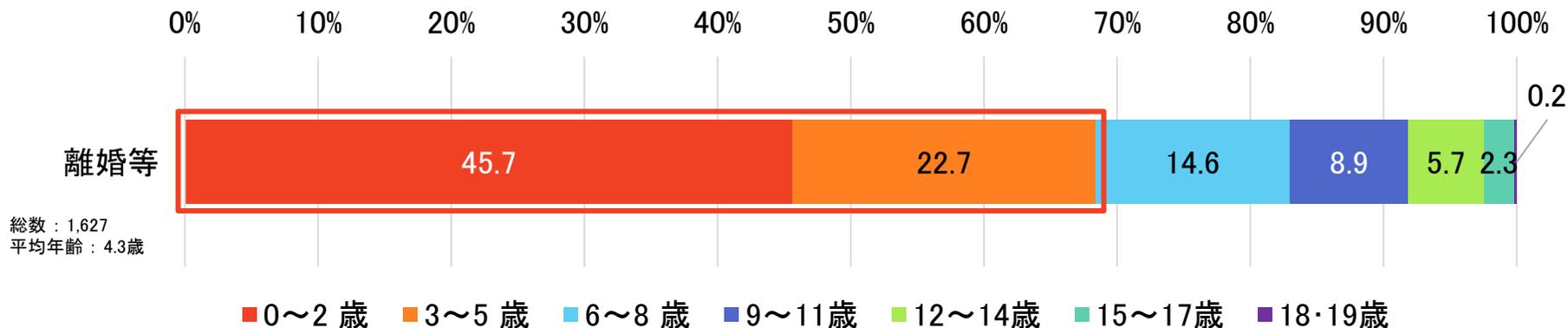
離婚等で母子世帯になった時の母及び末子の年齢

- ・母子世帯になった時の母の年齢を見ると、30代が約5割(48.4%)であり、次いで20代(28.8%)、40代(19.4%)となっている。
- ・末子が5歳以下で母子世帯になった割合が、全体の7割近くを占めている。

○母の年齢階級別状況



○末子の年齢階級別状況



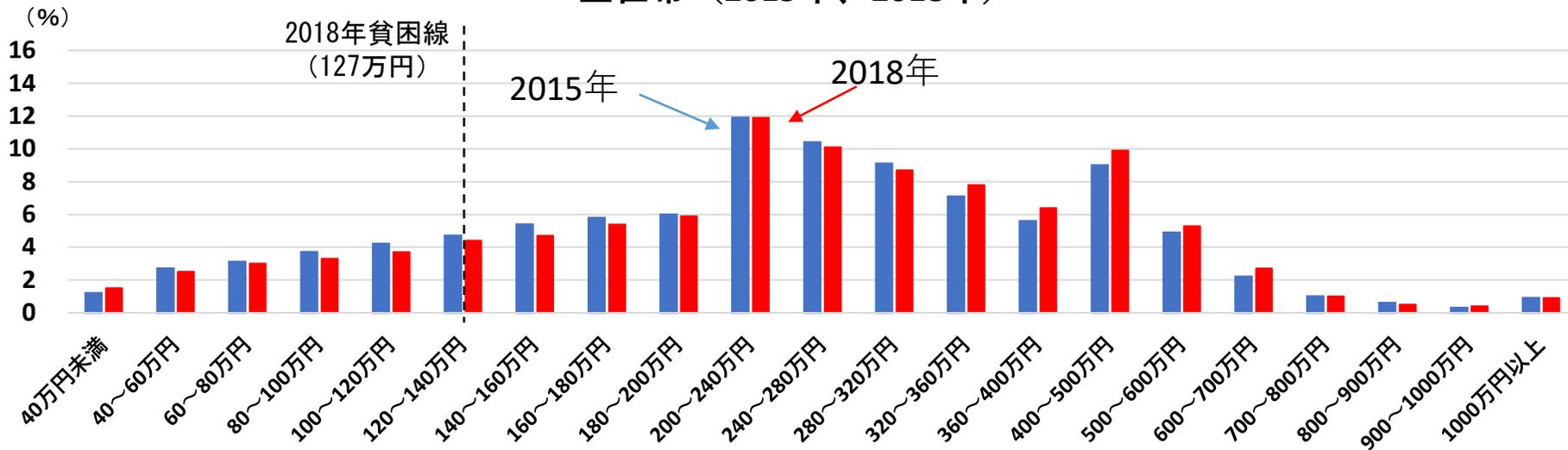
- (備考) 1. 厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」より内閣府男女共同参画局作成。
 2. 母子世帯は、父のいない児童(満20歳未満の子どもであって、未婚のもの)がその母によって養育されている世帯。
 父子世帯は、母のいない児童がその父によって養育されている世帯。
 3. 「離婚等」は、「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」において「生別」と定義されているもので、離婚、未婚の母、遺棄、行方不明、その他の合計。
 4. 母の年齢階級別の割合は、母子世帯になった時の母親の年齢が不詳の世帯数を除いた世帯数を総数として算出した割合。
 5. 末子の年齢階級別の割合は、母子世帯になった時の末子の年齢が不詳の世帯数を除いた世帯数を総数として算出した割合。

全世帯とひとり親世帯の等価可処分所得の分布

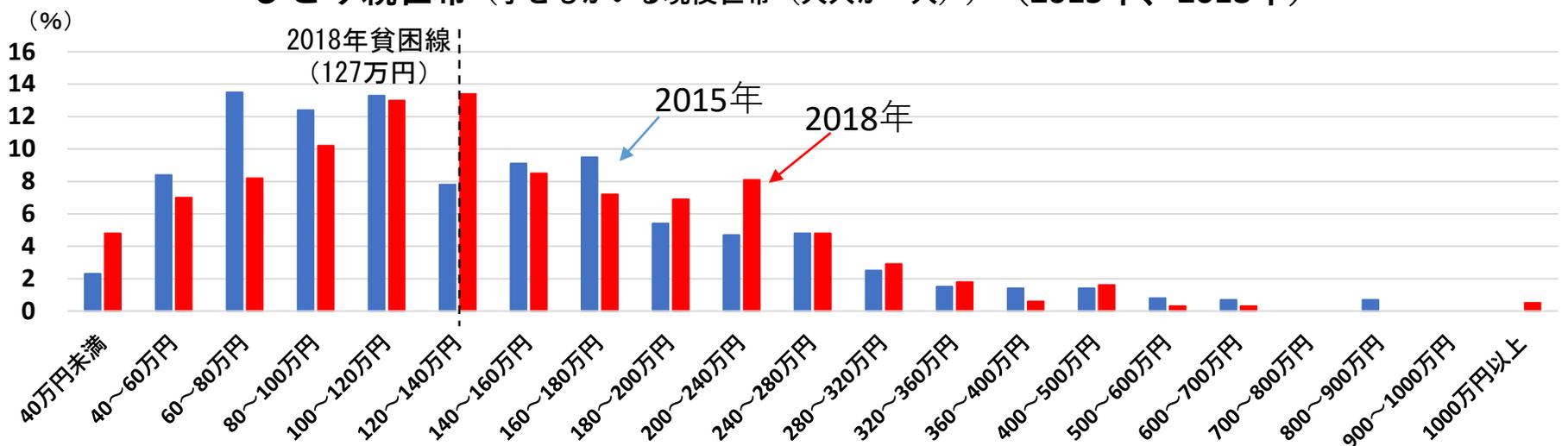
- ひとり親世帯（※）の約半数は、等価可処分所得が貧困線以下となっている。

※ 子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯

全世帯（2015年、2018年）



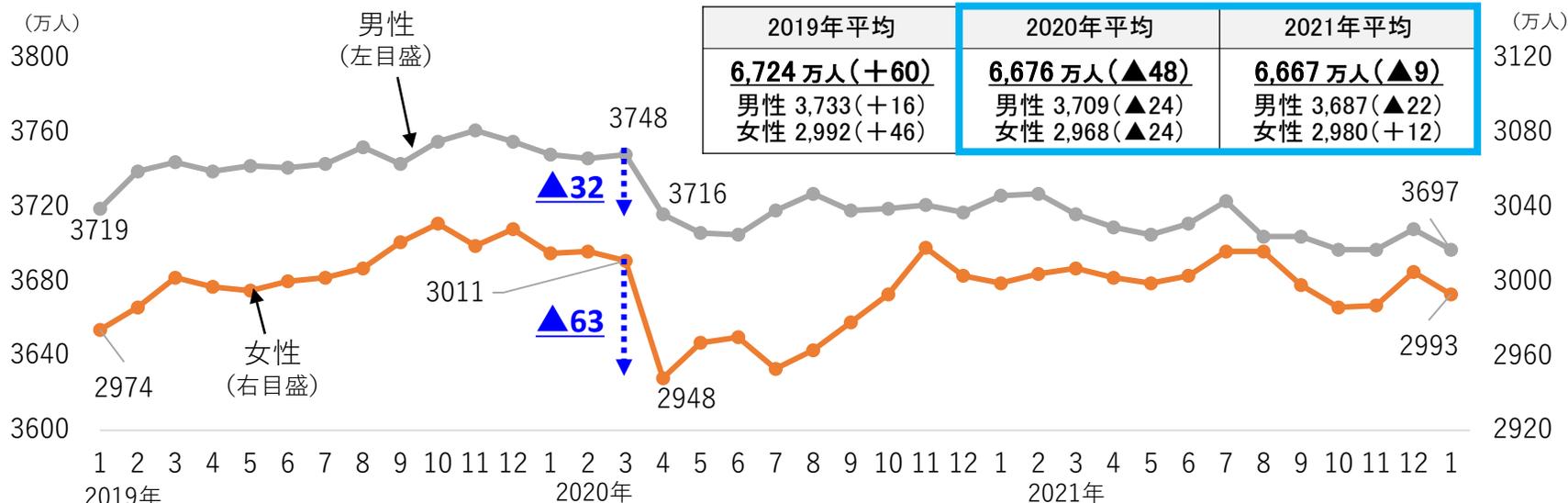
ひとり親世帯（子どもがいる現役世帯（大人が一人））（2015年、2018年）



（備考）厚生労働省「国民生活基礎調査」より内閣府男女共同参画局作成。2015年の数値は熊本県を除いたもの。大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

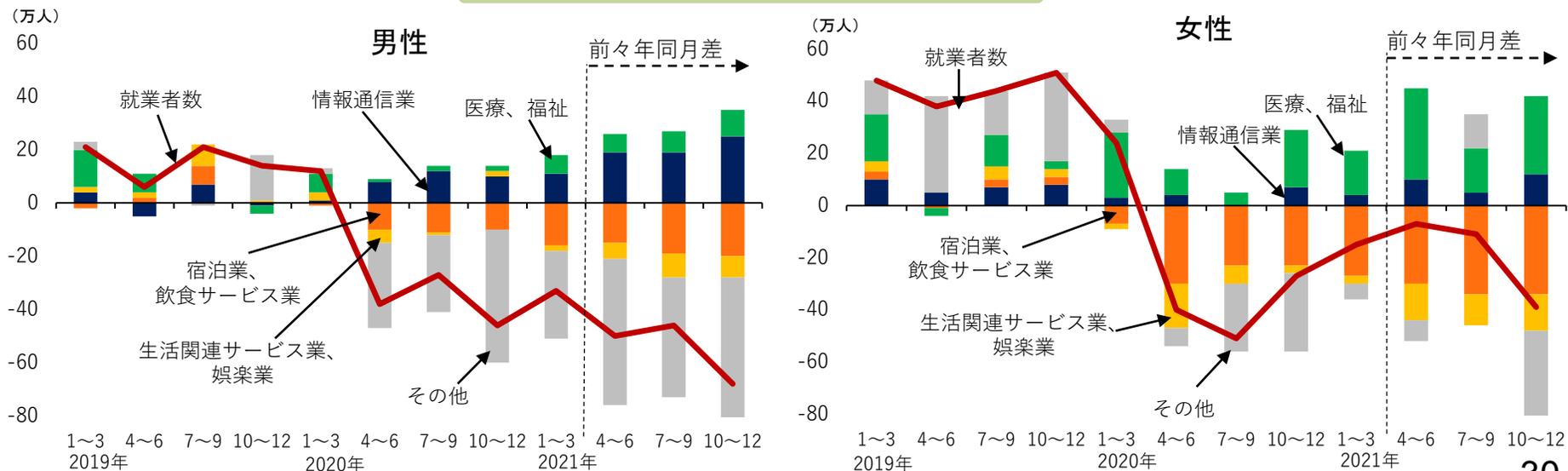
コロナ下の女性の就業への影響

就業者数の推移



(総務省「労働力調査」より作成。季節調整値。)

産業別就業者数の前年、前々年同月差の推移

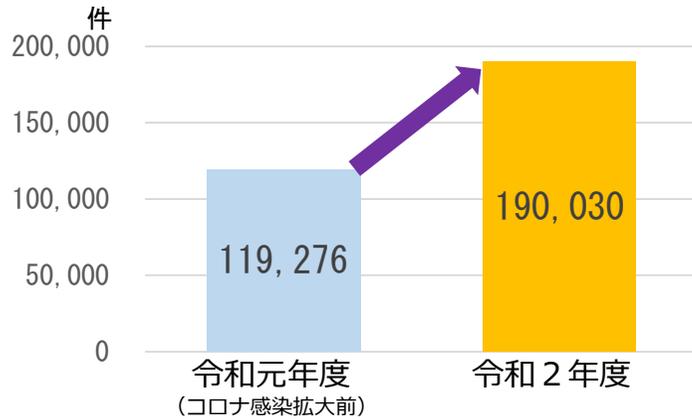


(総務省「労働力調査」より作成。原数値。)

DV相談件数の推移・DV相談者の年齢・相談内容

DV相談件数の推移

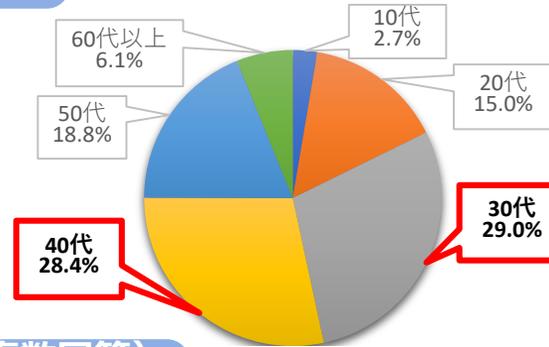
令和2年度のDV相談件数は前年度の約1.6倍



(備考) 内閣府男女共同参画局調べ

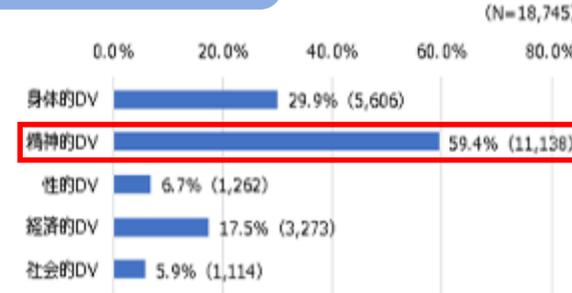
相談者の年齢

30代~40代で全体の約6割を占める。



相談内容 (複数回答)

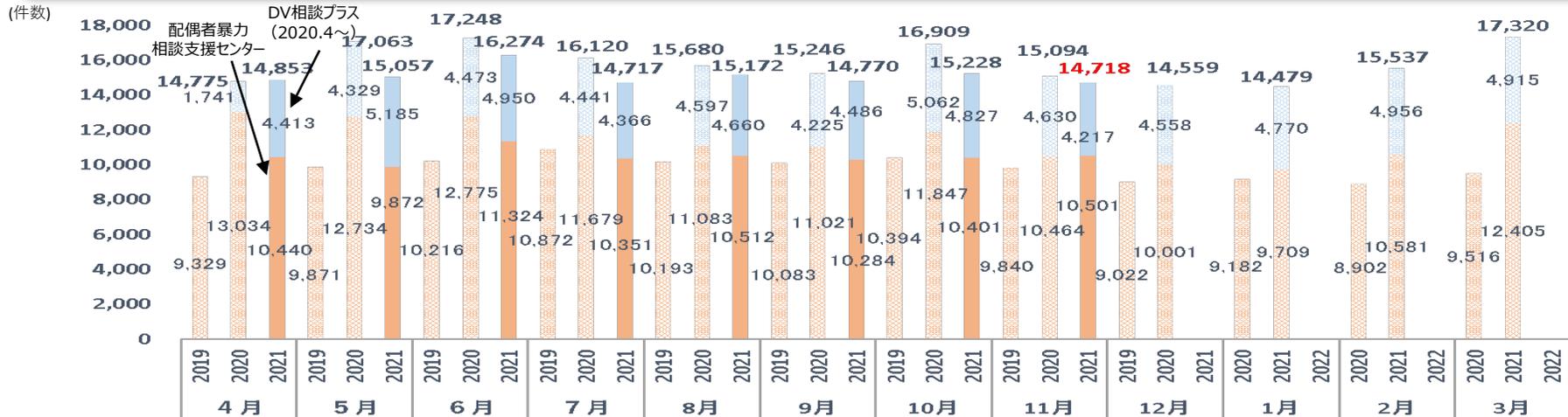
相談内容の約6割が精神的DVを含んだ内容



(出典) 令和2年度後期「DV相談+ (プラス) 事業における相談支援の分析に係る調査研究事業」報告書

DV相談件数の推移 (月次)

- ✓ DV相談件数の推移を見ると、2020年度の相談件数は、19万0,030件であり、2019年度の約1.6倍。
- ✓ 2021年11月の相談件数は、1万4,718件となっている。

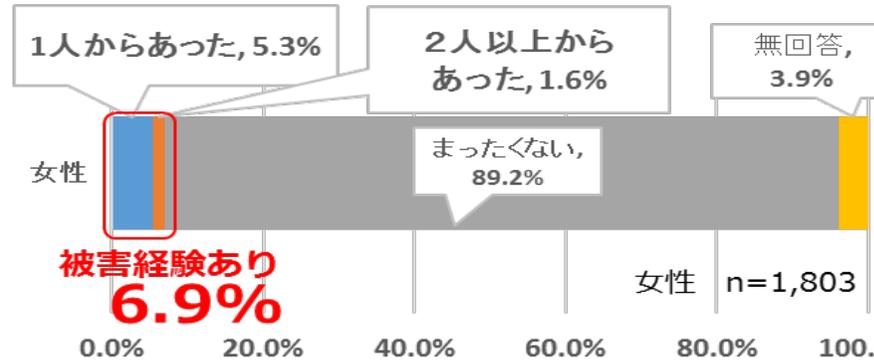


(出典) 内閣府男女共同参画局調べ ※全国の配偶者暴力相談支援センターからの相談件数は、令和3年11月31日時点の暫定値。

性犯罪・性暴力について

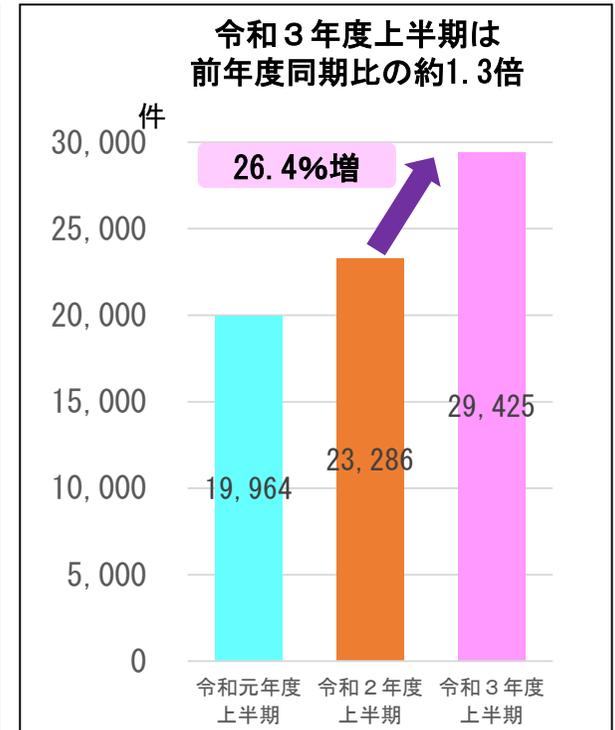
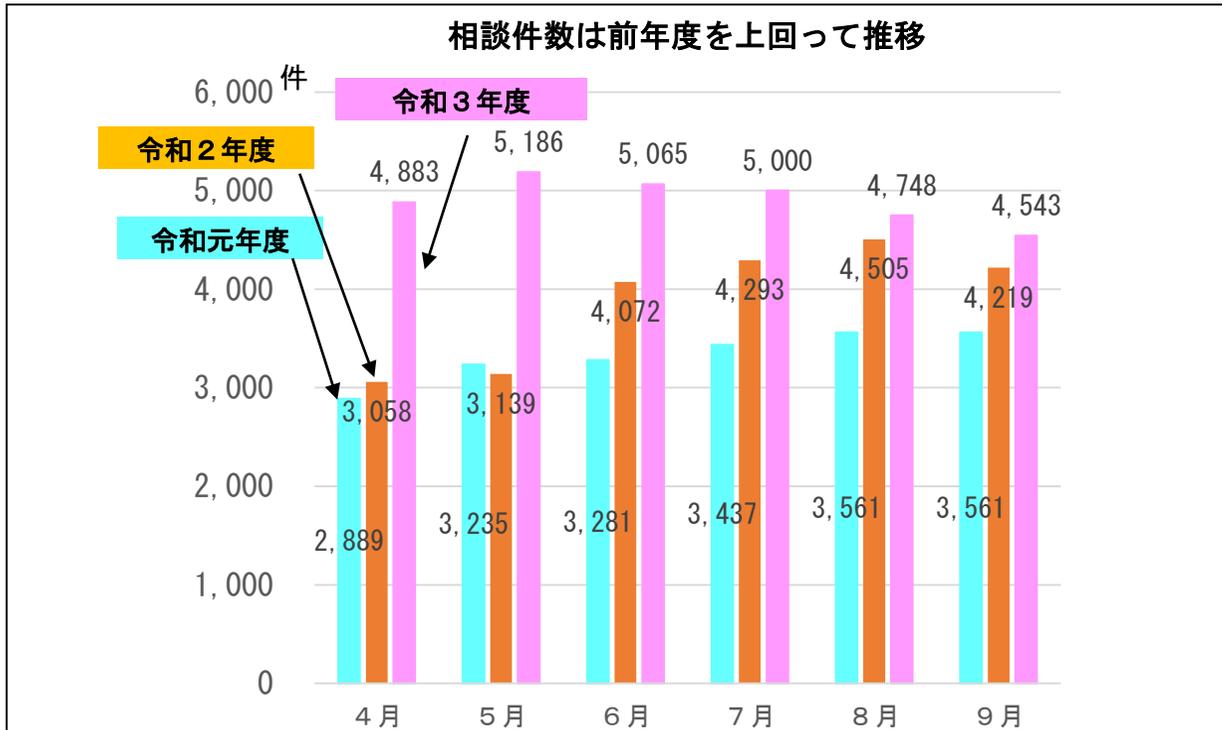
無理やりに性交等をされた被害経験

- 女性の約14人に1人は無理やりに性交等をされた経験がある。



(備考) 内閣府「男女間における暴力に関する調査」
(令和3年3月公表)

全国の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（52か所）の相談件数の推移（令和3年度上半期）



注：相談件数は、電話・面接・メール・SNS等による相談の合計

自殺者数の推移

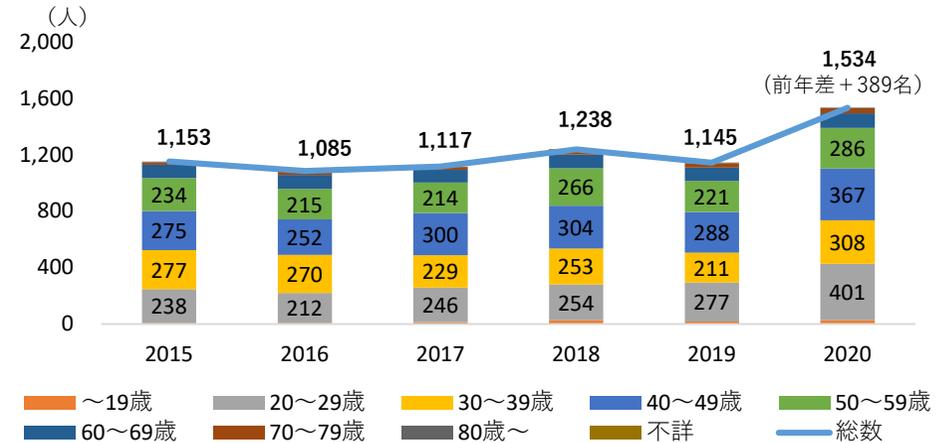
- ・令和2(2020)年の女性の自殺者数は、前年より935人増加(男性は23人減少)。
- ・職業別で見ると、令和2(2020)年は、「被雇用人・勤め人」の自殺も、前の年と比べて389人と大幅に増加。過去5年間連続で減少していた「無職者」の自殺が前の年と比べて405人と大幅に増加(うち「主婦」の自殺が143人増加)。

自殺者数の推移

2019年合計	2020年合計	2021年合計(暫定値)
20,169人 男性14,078 女性6,091	21,081人(+912) 男性14,055(▲23) 女性7,026(+935)	20,984人(▲97) 男性13,920(▲135) 女性7,064(+38)
2020年1月	2021年1月	2022年1月
1,686人 男性1,189 女性497	1,755人(+69) 男性1,182(▲7) 女性573(+76)	1,610人(▲145) 男性1,072(▲110) 女性538(▲35)

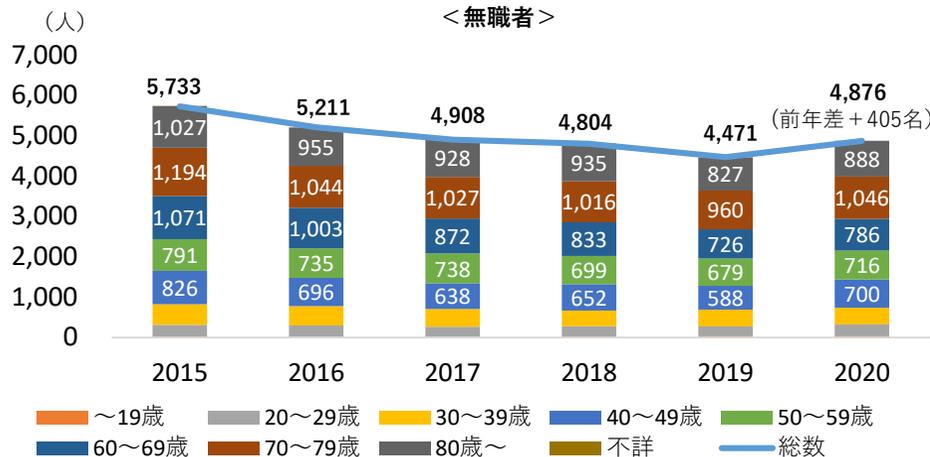
(備考)警察庁HP「自殺者数」より作成。原数値。2020年分までは確定値。
2021年分は2022年1月27日時点の暫定値。2021年分の確報値は今後公表予定。
2022年分は2022年2月15日時点の暫定値。

「被雇用人・勤め人」の自殺者数の推移(女性)

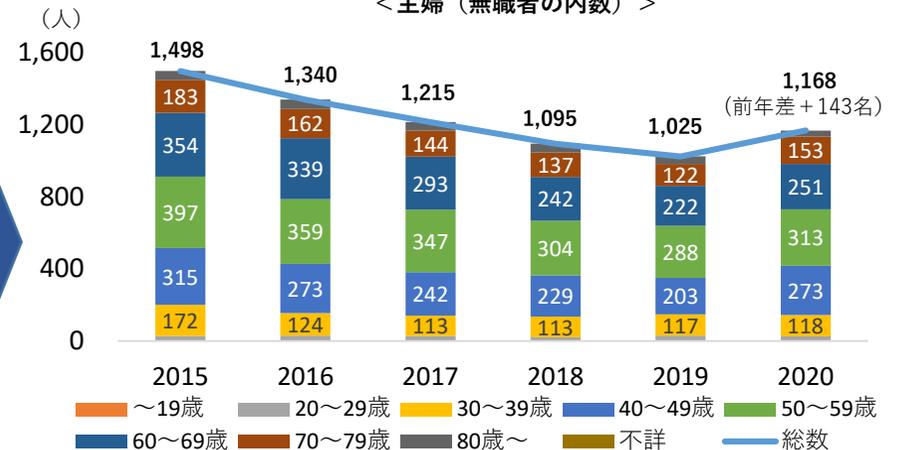


(備考)厚生労働省HP「自殺の統計」より作成。
「発見日(その年に発見された自殺者の数)」を基にした自殺者数。

「無職者」の自殺者数の推移(女性)



<主婦(無職者の内数)>



(備考)厚生労働省HP「自殺の統計」より作成。「発見日(その年に発見された自殺者の数)」を基にした自殺者数。



D V 対策抜本強化局長級会議及び D V 対策抜本強化検討課長級会議

D V 対策抜本強化局長級会議について

〔令和4年1月31日
関係府省申合せ〕

1. 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に係る施策を抜本的に強化するため、D V 対策抜本強化局長級会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長	内閣府特命担当大臣（男女共同参画）
議長代理	内閣府男女共同参画局長
構成員	内閣府子ども・子育て本部統括官
	警察庁生活安全局長
	総務省自治行政局長
	法務省大臣官房審議官（国際・人権担当）
	法務省民事局長
	文部科学省総合教育政策局長
	文部科学省初等中等教育局長
	厚生労働省子ども家庭局長
	国土交通省住宅局長
オブザーバー	最高裁判所事務総局民事局長

3. 会議は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

4. 会議の庶務は、内閣府男女共同参画局において処理する。

5. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

D V 対策抜本強化検討課長級会議について

〔令和4年2月16日
関係府省申合せ〕

1. 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に係る施策を抜本的に強化するための具体的方策について検討するため、D V 対策抜本強化局長級会議の下に、D V 対策抜本強化検討課長級会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長	内閣府男女共同参画局長
議長代理	内閣府大臣官房審議官（男女共同参画局）
構成員	内閣府男女共同参画局男女関係暴力対策課長
	内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室長
	警察庁生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室長
	総務省自治行政局住民制度課長
	法務省大臣官房参事官（総括担当）
	法務省民事局参事官
	文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長
	文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長
	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
	国土交通省住宅局安心居住推進課長
	国土交通省住宅局住宅総合整備課長
オブザーバー	最高裁判所事務総局民事局第二課長

3. 会議は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

4. 会議の庶務は、内閣府男女共同参画局において処理する。

5. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

性暴力対策

DV対策

性犯罪・性暴力対策の強化の方針（概要）

（令和2年6月11日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）

性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」
[令和2年度から4年度までの3年間]

性犯罪・性暴力の特性を
踏まえた取組

はじめに

刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処

性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実

被害申告・相談をしやすい環境の整備

切れ目のない手厚い被害者支援の確立

教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

方針の確実な実行

【DV相談ナビダイヤル】

※最寄りのDV相談センター
#8008（はれれば）



ワンストップ支援センター
全国共通短縮番号
「#8891」
（はやくワンストップ）

性暴力被害者のための
夜間休日コールセンター
（R3.10/1～）

これまで夜間休日には対応してい
ないワンストップ支援センターの運
営時間外に、被害者からの相談を
受け付け、ワンストップ支援セン
ターと連携して、支援を実施



性暴力に関するSNS相談
Cure Time
（キュアタイム）



女性に対する暴力をなくす運動



迎賓館のパープルライトアップ
毎年11月12日～25日



若年層の性暴力被害予防月間

毎年4月

令和2年4月20日
開始

DV相談+

SNS相談
メール相談

24時間電話相談

つなぐ はやく
0120-279-889

同行支援、
保護等

- I 女性の経済的な自立
- II 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現
- III 男性の家庭・地域社会における活躍
- IV 女性の登用目標達成
(第5次男女共同参画基本計画の着実な実行)

令和3年11月29日 男女共同参画会議
岸田文雄内閣総理大臣発言

(首相官邸HPより)



本日の男女共同参画会議では、女性版骨太の方針の策定に向けた議論を開始いたしました。有識者の皆様方におかれましては、それぞれ、数々の御意見を頂きました。御協力に感謝を申し上げます。

岸田内閣では、個性と多様性を尊重する社会を目指します。多様な声をあらゆる政策にいかし、全ての人が生きがいを感じられる社会をつかってまいりたいと思います。また、本日の説明にもありましたとおり、地方活性化、男女共同参画の推進、そして少子化対策、これらは密接に関連しており、若い女性の地方での定着を促し、全国各地で男女共同参画の好循環を生み出していく必要があります。こうした社会を実現する鍵として、4つの柱立てが示されました。

第1に、女性の経済的な自立です。新型コロナは女性の就業や生活に強い影響を及ぼしました。ひとり親等への支援に加えて、同一労働同一賃金の徹底など、男女間の賃金格差の解消に向けた構造的な対応を進めます。また、賃上げ促進税制の控除率の大胆な引上げ、人への投資の抜本的な強化、民間の賃上げに先んじた公的価格の見直しなど、分配戦略を強化し成長と分配の好循環による女性の所得向上を通じた新しい資本主義の実現に取り組んでまいります。

第2に、女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現です。配偶者暴力への対策を抜本的に強化するとともに、性犯罪に関する刑法改正に向けた議論も進めてまいります。また、女性の健康上の課題を技術で解決する、いわゆるフェムテックの推進などにも力を入れてまいります。

第3に、男性の活躍の場を家庭や地域社会にも広げてまいります。男性の育児休業取得を強力に推進するとともに、テレワークなど多様な働き方の定着を促進してまいります。

第4に、第5次男女共同参画基本計画に掲げた目標の達成に向けた取組です。政府としても、公共調達で女性に優しい企業を優遇するなど、女性の活躍を促進いたします。

来年6月をめどとする女性版骨太の方針の策定に向けて、引き続き議論を深めていただき、実効性のある具体策を取りまとめたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。



- 世帯所得の向上を考えると、男女の賃金格差も大きなテーマです。この問題の是正に向け、企業の開示ルールを見直します。
- 新しい資本主義を支える基盤となるのは、老若男女、障害のある方も、全ての人が生きがいを感じられる、多様性が尊重される社会です。
- 人生や家族の在り方が多様化する中、女性の経済的自立や、コロナ下で急増するDVなど女性への暴力根絶に取り組みます。
- 全世代型社会保障構築会議において、男女が希望通り働ける社会づくりや、若者世代の負担増の抑制、勤労者皆保険など、社会保障制度を支える人を増やし、能力に応じてみんなが支え合う、持続的な社会保障制度の構築に向け、議論を進めます。

(首相官邸HPより)



皆さんこんにちは。内閣総理大臣の岸田文雄です。

本日3月8日は、1975年に国連が定めた「国際女性の日」です。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに日頃から尽力されている全ての方々の熱意と取組に心から敬意と感謝を表しますとともに、皆様と共にこの日をお祝いしたいと思います。

男女共同参画は、我が国政府の重要かつ確固たる方針であり、国際社会で共有された規範です。私の内閣が目指す個性と多様性を尊重する社会において不可欠な要素でもあります。

しかし、我が国の現状は、ジェンダーギャップ指数が世界第120位であることに表れているように、諸外国に比べて大変立ち遅れていると言わざるを得ません。こうした現状の背景には、男女間の賃金格差の存在や固定的な性別役割意識など、構造的な問題があると考えられます。

我が国の女性が直面している課題と構造的な問題への対応の鍵は、「女性の経済的自立」だと考えています。これを岸田政権の目玉政策である「新しい資本主義」の中核と位置付けました。

民間の賃上げに先んじた公的価格の見直し、男女間の賃金格差の是正に向けた企業の開示ルールの見直し、男女が希望どおり働ける社会づくりなど、打てる手を全て打ち、女性が経済的に自立できる環境を整えてまいります。

「国際女性の日」に当たり、内閣総理大臣として、我が国及び世界の全ての女性が生き生きと自ら選んだ道を歩んでいけるよう、力を尽くすことを改めてお誓いいたします。

計画実行・監視専門調査会について

開催月日	会議概要・出席府省（幹部）
令和3年5月12日	「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」について
9月21日	今後の専門調査会の進め方について
9月30日	アンコンシャス・バイアスに関する調査結果と今後の取組旧姓の通称使用の拡大の現状と課題
10月20日	女性の生理と妊娠等に関する健康（フェムテックを含む。） 文部科学省 三谷 文部科学戦略官 厚生労働省 山本 大臣官房審議官、宮崎 大臣官房審議官 川又 大臣官房審議官 経済産業省 龍崎 大臣官房審議官
10月26日	科学技術分野における女性活躍 内閣府 松尾 科学技術・イノベーション推進事務局長 文部科学省 千原 科学技術・学術政策局長
11月17日	「候補者男女均等法」の男女候補者均等目標
11月25日	女性の経済的自立について①（労働分野） 法務省 堂園 大臣官房審議官 厚生労働省 山田 雇用環境・均等局長、本多 大臣官房審議官 中野 子ども家庭局家庭福祉課長 経済産業省 江口 サイバーセキュリティ・情報化審議官
12月3日	司法・行政分野における女性の参画拡大について ジェンダー統計の観点からの性別欄の取扱いについて 内閣官房（内閣人事局）佐野 内閣審議官 人事院 幸 人材局審議官 総務省 山越 自治行政局公務員部長 法務省 柴田 大臣官房審議官
12月22日	「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」（女性版骨太の方針）の策定に向けて コロナ下の女性への影響に関するフォローアップ
令和4年1月25日	女性の経済的自立について②（教育分野） 内閣官房（教育未来創造会議担当室）瀧本 教育未来創造会議担当室長 文部科学省 藤原 総合教育政策局長、江口 初等中等教育局児童生徒課長

開催月日	会議概要・出席府省（幹部）
2月15日	女性の経済的自立について③（女性デジタル人材、リスクリング） コーポレートガバナンス・コードに沿った企業の取組、市場再編 内閣官房（デジタル田園都市国家構想実現会議事務局）渡邊 審議官 金融庁 井上 企画市場局審議官 デジタル庁 奥田 参事官 経済産業省 江口 サイバーセキュリティ・情報化審議官 厚生労働省 岡崎 大臣官房審議官
3月2日	女性の視点も踏まえた税制や社会保障制度等の検討 内閣官房（全世代型社会保障構築本部事務局）鹿沼 審議官 人事院 荻野 給与局次長 財務省 青木 大臣官房審議官 厚生労働省 高橋 年金局長、青山 大臣官房審議官

＜有識者委員名簿＞

石黒 不二代	（ネットイヤーグループ株式会社代表取締役社長兼CEO）
井上 久美枝	（日本労働組合総連合会総合政策推進局長）
大崎 麻子	（関西学院大学客員教授）
窪田 充見	（神戸大学大学院法学研究科教授）
佐々木 成江	（名古屋大学大学院理学研究科生命理学専攻准教授、お茶の水女子大学ヒューマンライフイノベーション研究所准教授）
※佐藤 博樹	（中央大学大学院戦略経営研究科教授）
治部 れんげ	（東京工業大学リベラルアーツ研究教育院准教授）
※白波瀬 佐和子	（東京大学大学院人文社会系研究科教授）
徳倉 康之	（NPO法人ファザーリング・ジャパン理事、株式会社ファミリー工代表取締役社長）
※内藤 佐和子	（徳島市長）
※山口 慎太郎	（東京大学大学院経済学研究科教授）
山田 秀雄	（山田・尾崎法律事務所代表弁護士）

（備考）1. 令和3年4月28日現在、2. ◎印は会長、※印は男女共同参画会議議員



オンライン開催（Zoomウェビナー）であり、男女共同参画局のHPから事前に御登録いただければ、全国どこからでも、どなたでも傍聴が可能。